





# 滑川市 こども計画



こども・若者が笑顔で  
自分の夢に挑戦し、  
未来を共創するまち



令和8年3月  
滑川市



# はじめに

立山連峰と富山湾の恵み豊かな滑川市において、こども・若者が自らの可能性を信じて未来を切り拓くことは、まちが発展し続けるための大きな原動力です。本市では、令和8年4月施行予定の「滑川市こども・子育て基本条例」の理念を具現化するため、「こども・若者が笑顔で自分の夢に挑戦し、未来を共創するまち」を基本理念に掲げた「滑川市こども計画」を策定いたしました。

本計画では、こどもたちが多様な経験を通じて自らを高め、失敗を恐れず何度でも「挑戦」できる環境づくりを重要施策としています。居場所づくりや自然を活かした実体験の場を創出し、地域全体でその意欲を後押しします。

あわせて、健やかな成長を支える基盤の充実や、若者の就労・定住支援など、多角的な施策を包括的に展開します。困難に直面した際も、行政や地域が伴走して立ち上がれる安心感を提供することが、真の「挑戦」を支えるものと確信しています。第5次総合計画が掲げる「笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く 滑川」の実現に向け、こども・若者が主役となり、多様な個性が輝くまちづくりを市民の皆様と共に力強く推進してまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「滑川市子ども・子育て会議」の皆様はじめ、アンケートやワークショップ等を通じて貴重なご意見を頂いたこどもたち及び市民の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

滑川市長 **水野 達夫**





# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨と背景 .....	2
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 計画の対象 .....	5
5 国におけるこども・若者政策の状況 .....	6
<b>第2章 滑川市のこども・若者を取り巻く現状</b> .....	<b>9</b>
1 統計データからみる現状 .....	10
2 こども・若者からの意見 .....	17
3 支援者等からの意見 .....	30
4 滑川市のこども・若者を取り巻く主な課題 .....	33
<b>第3章 こども計画が目指すこと</b> .....	<b>35</b>
1 基本理念 .....	36
2 基本目標 .....	37
3 重点取組 .....	38
4 施策の体系 .....	39
5 全体指標 .....	40
<b>第4章 具体的な事業の展開</b> .....	<b>43</b>
1 基本目標に基づく具体的事業 .....	44
基本目標1 すべてのこども・若者の成長と挑戦を応援する .....	44
基本目標2 将来にわたる学びと育ちを支える .....	60
基本目標3 子育てをともに支える地域をつくる .....	71
2 重点取組に基づく具体的施策 .....	78
重点取組1 条例の周知・啓発 .....	78
重点取組2 こども・若者への意見聴取の実施 .....	78
重点取組3 こども家庭センターの「つなぎ役」としての機能強化 .....	79
重点取組4 こども・若者が安心できる居場所づくり .....	79
重点取組5 こどもの挑戦・活躍の場づくり .....	80
<b>第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)</b> .....	<b>81</b>
1 こども人口の推計 .....	82
2 教育・保育提供区域の設定 .....	83
3 教育・保育の量の見込みと提供体制 .....	84
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	87
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 .....	100

<b>第6章 こどもの居場所づくり・放課後児童健全育成の推進(滑川市放課後子どもプラン)</b>	<b>103</b>
1 計画策定にあたって .....	104
2 本市の放課後対策事業の状況 .....	105
3 放課後対策事業の量の見込みと提供体制 .....	110
4 プランの推進 .....	116
<b>第7章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>117</b>
1 計画の推進体制 .....	118
2 計画の評価・検証体制 .....	118
<b>資料編 .....</b>	<b>119</b>



# 第1章

## 計画策定にあたって



# 1 計画策定の趣旨と背景

- 国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化対策及び次世代育成支援を総合的に推進してきました。平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、市町村における子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられるなど、支援体制の充実が図られました。さらに、令和元年の法改正により幼児教育・保育の無償化が実施され、教育の負担軽減と質の向上が進められています。
- 一方で、少子化や人口減少は依然として深刻であり、児童虐待や不登校、こどもの貧困や孤立など、こどもを取り巻く課題も複雑化しています。子育て家庭の不安や孤立感の高まり、若年層が将来に希望を描きにくい状況も大きな課題となっています。
- このような状況を踏まえ、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための基本法として位置づけられました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた国の方針が示されています。
- 滑川市（以下、「本市」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年以降、3期にわたり「滑川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な施策を推進してきました。
- このたび、国の「こども基本法」及び「こども大綱」、富山県の「とやまこども・若者みらいプラン」を踏まえ、「第3期滑川市子ども・子育て支援事業計画」と一体化した「滑川市こども計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定しました。

## ■「こども基本法」抜粋

（都道府県こども計画等）

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## 滑川市が目指す「こどもまんなか社会」に向けて

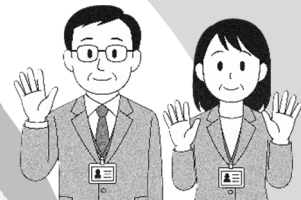
「こども大綱」においては、「こどもまんなか社会」とは、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。」と定義されています。

本市では、「こどもまんなか社会」を以下の3つのように定義して、取り組んでいきます。

### ● 滑川市が目指す「こどもまんなか社会」 ●

①市の教育・保育・行政機関及び民間事業所など様々な場において、すべての人がこどもや若者、子育て中の保護者を応援する社会

②地域の人がこどもや若者の視点に立って意見を聞き、こどもや若者にとって最も良いことは何かを考え、取組や政策に反映する社会

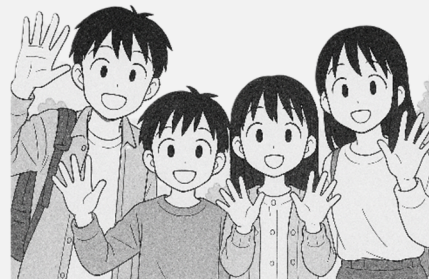


公的機関や事業所

こども・若者



地域

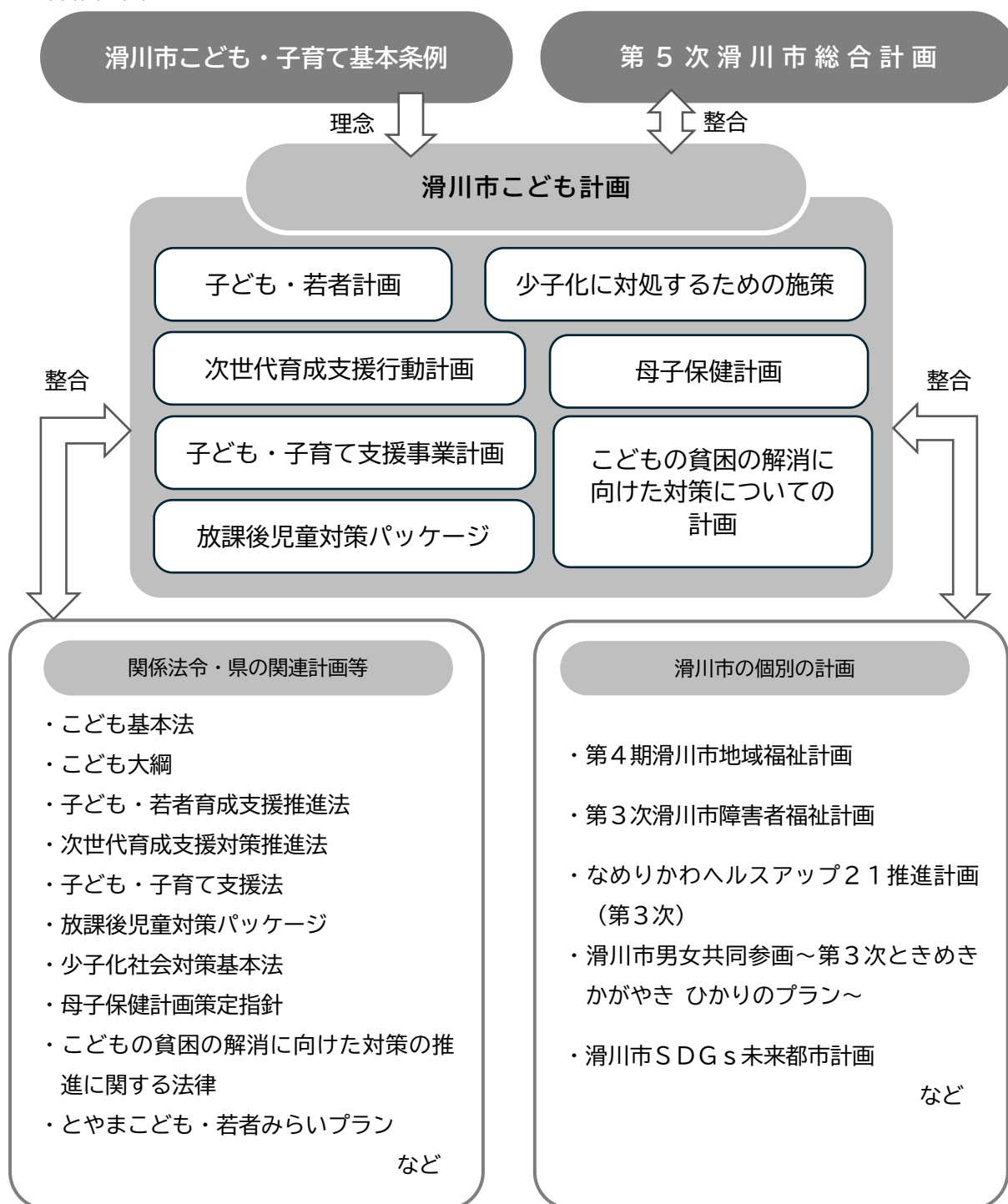


③地域に生きるすべての人の権利が尊重され、お互いに認め合い、こどもや若者、その家庭をはじめとする誰もが自分らしく安心して暮らせる社会

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけ  
ます。なお、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業  
計画」や、その他こども施策に関する計画を包含します。
- 滑川市子ども・子育て基本条例の理念を踏まえ策定します。
- また、国や県等の上位計画等を踏まえるとともに、市の最上位計画である「第5次滑川市  
総合計画」やその他の関連計画と整合を図り策定します。

### ■本計画の位置づけ



### 3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。
- また、本計画に包含する「第3期滑川市子ども・子育て支援事業計画」の期間は令和7年度から令和11年度となり、本計画と併せて、最終年度である令和11年度に見直しを行います。
- なお、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて計画の見直しを行うものとします。

■本計画の期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画の調査・策定	滑川市こども計画（4年間）				次期計画
第3期滑川市子ども・子育て支援事業計画(5年間) (令和8年度からこども計画に包含)					

### 4 計画の対象

- 本計画は、子ども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。
- 「こども基本法」において『「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。』とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。
- 「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している\*。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

## 5 国におけるこども・若者政策の状況

年月	法律・制度など	内容
令和元年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立	こどもの権利の尊重、教育機会の保障、保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことを明記。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年 11月	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	「子供・若者育成支援推進大綱(第3次)」決定	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	一人ひとりのこどものウェルビーイングを高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記された。
令和4年 6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	「こども基本法」成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされた。また、市町村こども計画の策定が努力義務化された。
令和5年 4月	「こども家庭庁」設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
令和5年 6月	「こども未来戦略方針」閣議決定	若い世代が結婚やこどもを生き育てることへの希望を持ちながらも所得や雇用への不安などから将来展望を描けない現状の課題に対して、異次元の少子化対策を実現するための「加速化プラン」が示された。
令和5年 12月	「こども大綱」閣議決定	「こども基本法」に基づき、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野を一元化し、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針が示された。市町村こども計画は「こども大綱」を勘案し、策定することとされている。
令和5年 12月	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」閣議決定	「こども基本法」に基づき、妊娠期から小学校1年生までの約100か月を対象に、こどもが心身ともに健やかに育つことを社会全体で支えるための基本的理念が示された。すべての人がこのビジョンに共感し、社会の考え方を変えていく「羅針盤」として機能し得ることが明記され、国や自治体が政策実施において方向性を共有できる指針としての意義が示された。
令和6年 6月	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」成立	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育ての推進、児童手当等にあてるための子ども・子育て支援金制度の創設等が示された。

年月	法律・制度など	内容
令和6年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立	「こども大綱」を踏まえ、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、こどもの現在の貧困を解消するとともに、こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと及び貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないことが明記された。
令和6年 12月	「保育政策の新たな方向性」公表	待機児童の大幅な減少や少子化を踏まえ、待機児童対策を中心とした「量の拡大」から「質の高い保育の確保・充実」と「全てのこども・子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換すること等が示された。





## 第2章

# 滑川市のこども・若者を 取り巻く現状



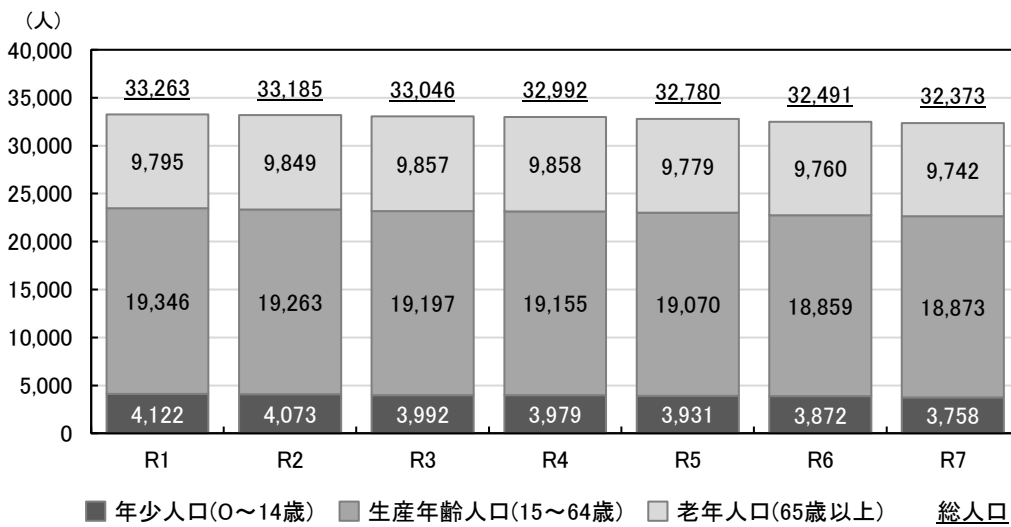
# 1 統計データからみる現状

## (1) 人口の状況

○本市の総人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和7年では、32,373 人となっています。

○年齢3区分別による年少人口（0～14歳）の推移は、年々減少傾向にあり、令和7年では3,758人となっています。一方で生産年齢人口（15～64歳）は、令和6年と令和7年を比較すると微増しており、令和7年で18,873人となっています。

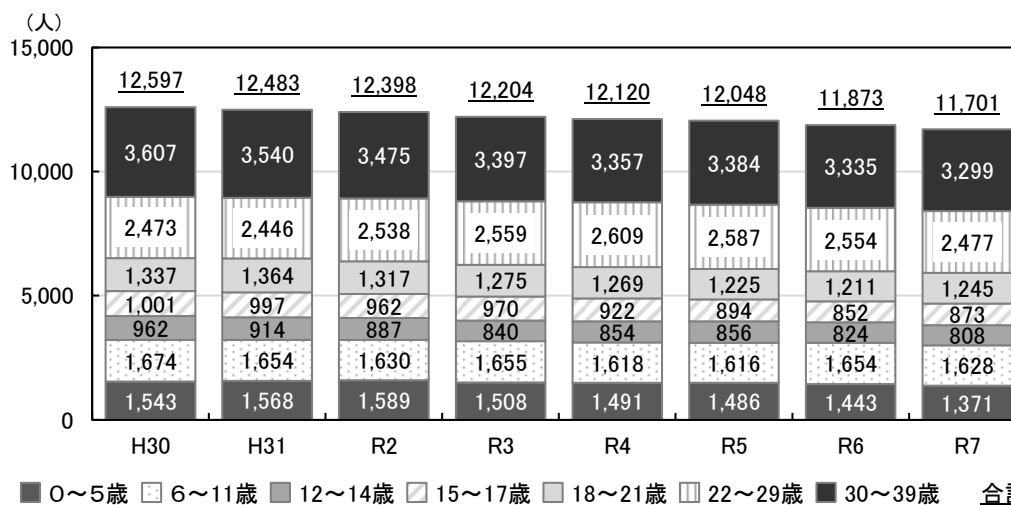
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

○0歳～39歳の子ども・若者人口の推移をみると、年々減少傾向にあります。なかでも、平成30年と令和7年を比較すると、「12～14歳」区分では16.0%の減少率となっており、特に減少幅が大きくなっています。

■子ども・若者人口の推移

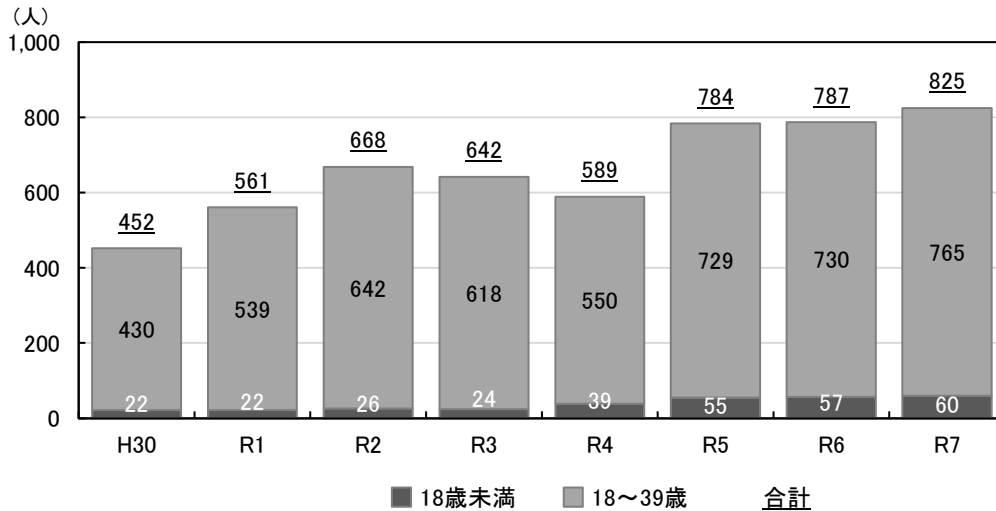


資料：市民課（各年4月1日時点）

○外国籍の子ども・若者人口の推移をみると、令和4年から令和5年にかけて大きく増加し、令和7年で825人となっています。

○18歳未満、18～39歳の内訳をみると、ともに増加傾向にあります。

■外国籍の子ども・若者人口の推移



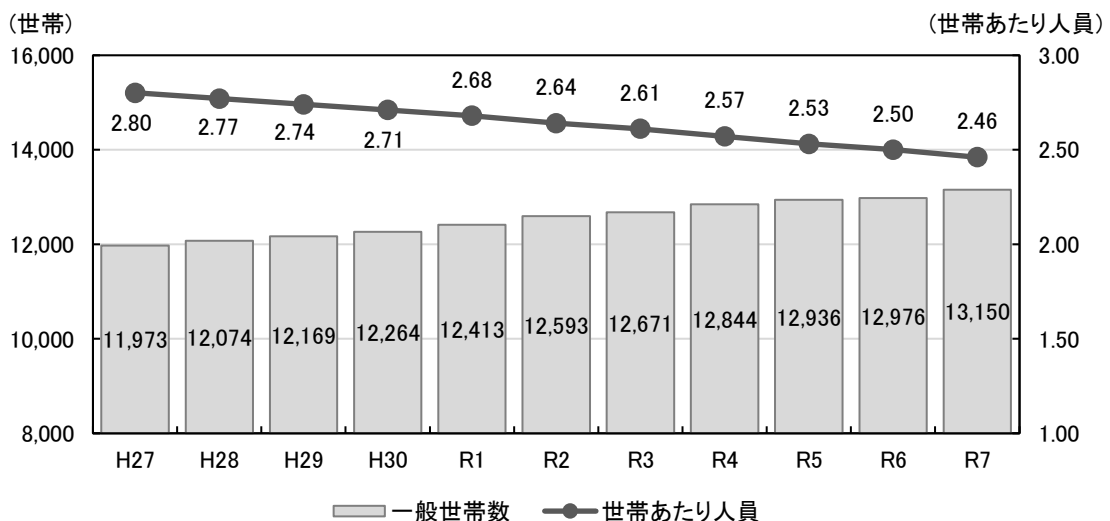
資料：市民課（各年4月1日時点）

## （2）世帯の状況

○一般世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、令和7年では13,150世帯となっています。

○世帯あたり人員数の推移をみると、減少傾向にあり、令和7年で2.46人と、世帯の縮小化が進行しています。

■一般世帯数及び世帯あたり人員数の推移

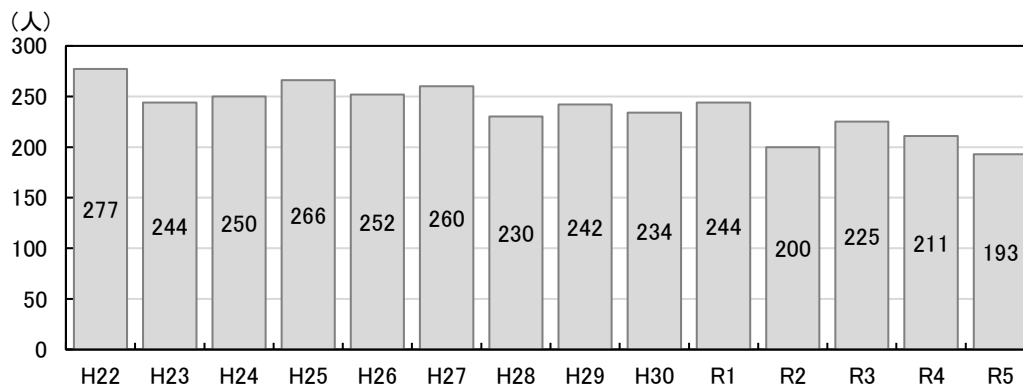


資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

### (3) 出生等の状況

○出生数の推移をみると、年によって増減はあるものの、全体として減少傾向にあり、令和5年では193人となっています。

#### ■出生数の推移

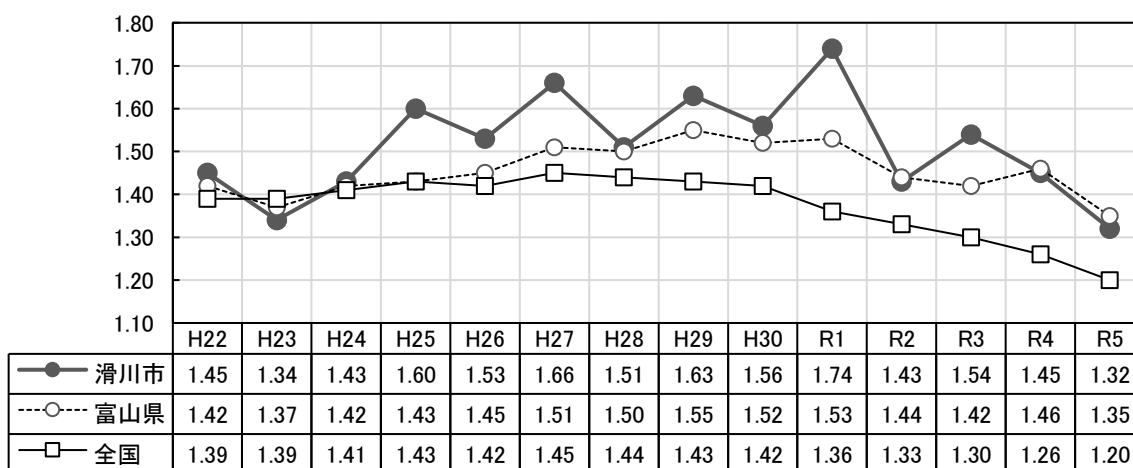


資料：富山県「人口動態総覧」

○本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに産むと想定されるこどもの平均数）の推移をみると、直近では、令和3年以降減少傾向にあります。

○全国・富山県と比較すると、令和5年では、全国を上回り、富山県を下回っています。

#### ■合計特殊出生率の推移（全国・富山県比較）



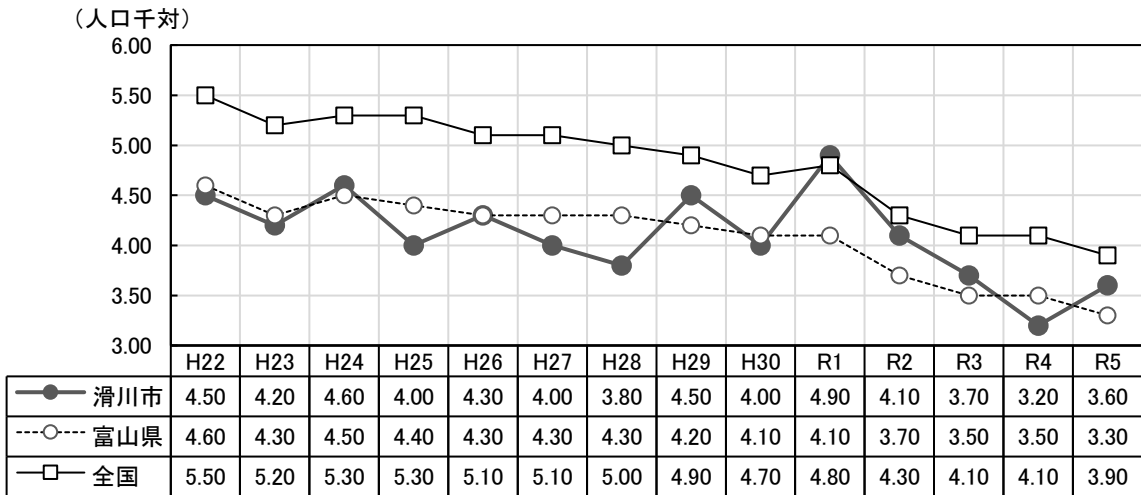
資料：富山県「人口動態総覧」（各年4月1日時点）

## (4) 婚姻・離婚の状況

○婚姻率（人口千人に対する婚姻件数の割合）の推移をみると、令和元年から令和4年まで減少が続いていましたが、令和5年では増加し、3.60となっています。

○全国・富山県と比較すると、令和5年では、全国を下回り、富山県を上回っています。

### ■婚姻率の推移（全国・富山県比較）

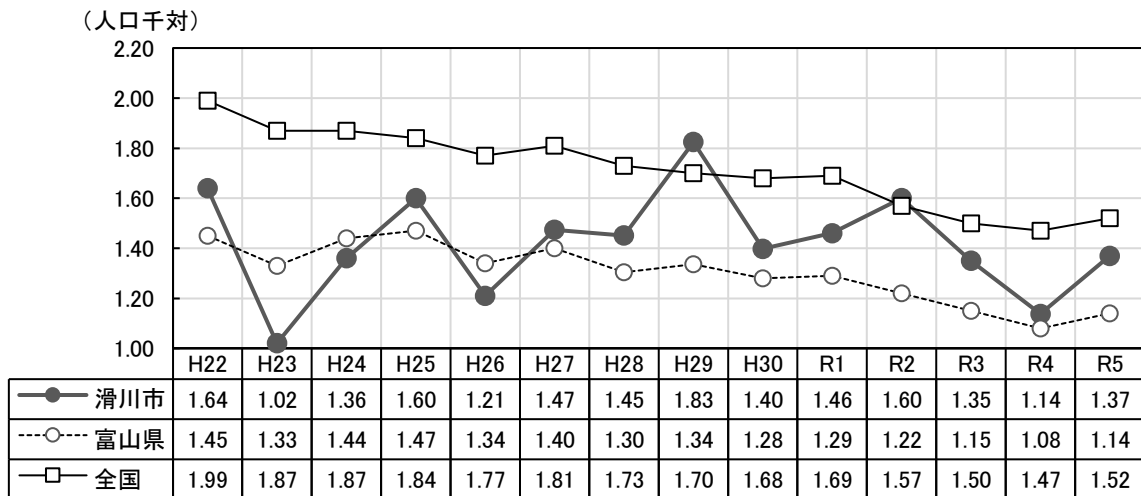


資料：富山県「人口動態総覧」

○離婚率（人口千人に対する離婚件数の割合）の推移をみると、婚姻率同様、令和5年で増加し、1.37となっています。

○全国・富山県と比較すると、令和5年では、全国を下回り、富山県を上回っています。

### ■離婚率の推移（全国・富山県比較）

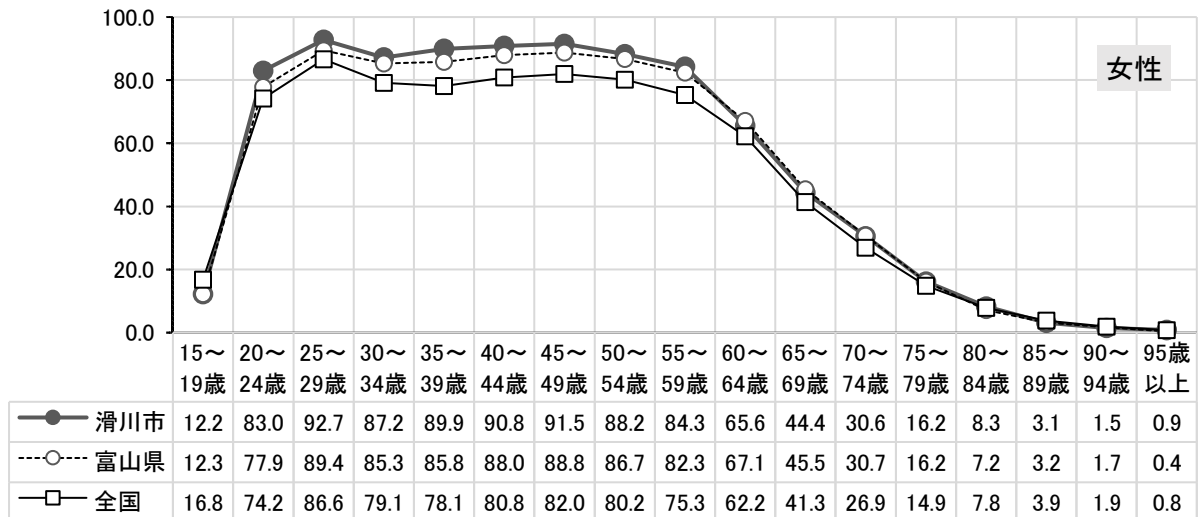


資料：富山県「人口動態総覧」

## (5) 労働の状況

- 女性の年代別労働力率をみると、出産期、子育て期である20歳代後半から30歳代では、一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M字カーブ」が30歳代前半で“谷の底”となっていますが、カーブはほぼ解消し、台形に近くなっています。
- 全国・富山県と比較すると、20歳～59歳における労働力率は、一貫して高い水準にあり、「M字カーブ」は緩やかになっています。

■女性の年代別労働力率の比較（全国・富山県比較）※令和2年

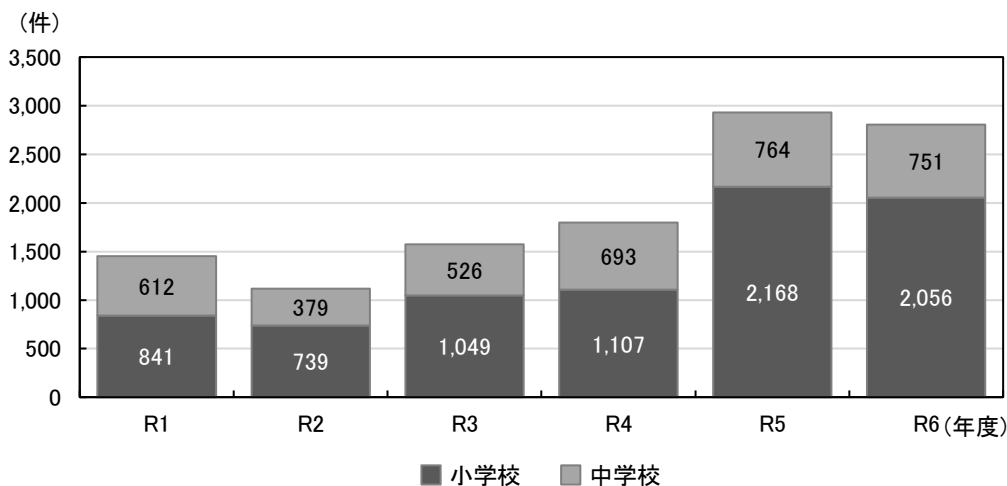


資料：国勢調査

## (6) いじめ・不登校等の状況

- 県内のいじめ認知件数の推移をみると、令和2年度以降増加傾向となっていました。令和6年度には小学校・中学校ともに減少しています。しかし、依然として小学校は2,000件台、中学校は700件台と高止まりとなっています。
- 令和5年度は、「いじめ防止対策推進法」の理解が広がり、いじめの積極的な認知や相談・見守り体制の拡充が進んだため、小学校において特に大幅に増加しています。

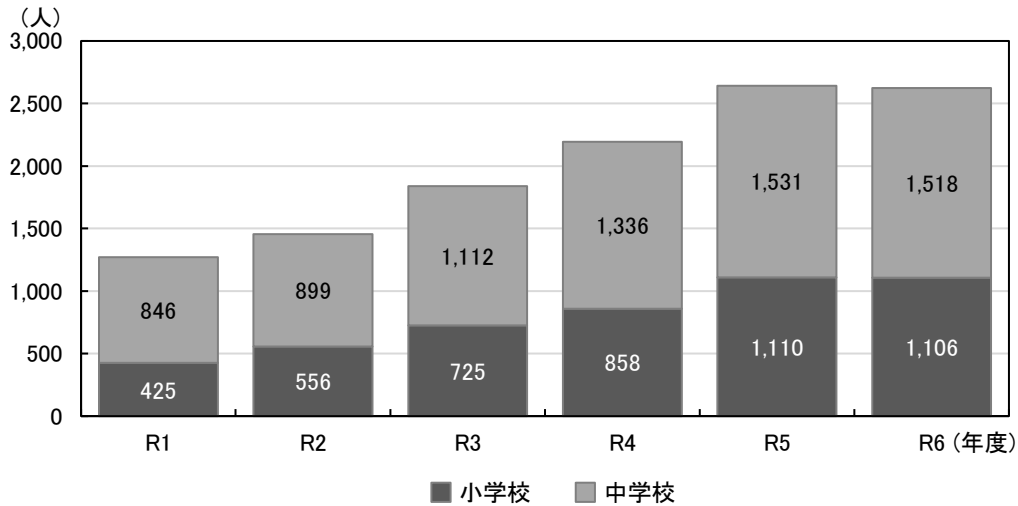
■【富山県全体】いじめ認知件数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（各年3月31日時点）

○県内の不登校児童生徒数の推移をみると、年々増加傾向となっていました。令和6年度には小学校・中学校ともに減少しています。しかし、依然として小学校は1,100人台、中学校は1,500人台と高止まりとなっています。

■【富山県全体】不登校児童生徒数の推移

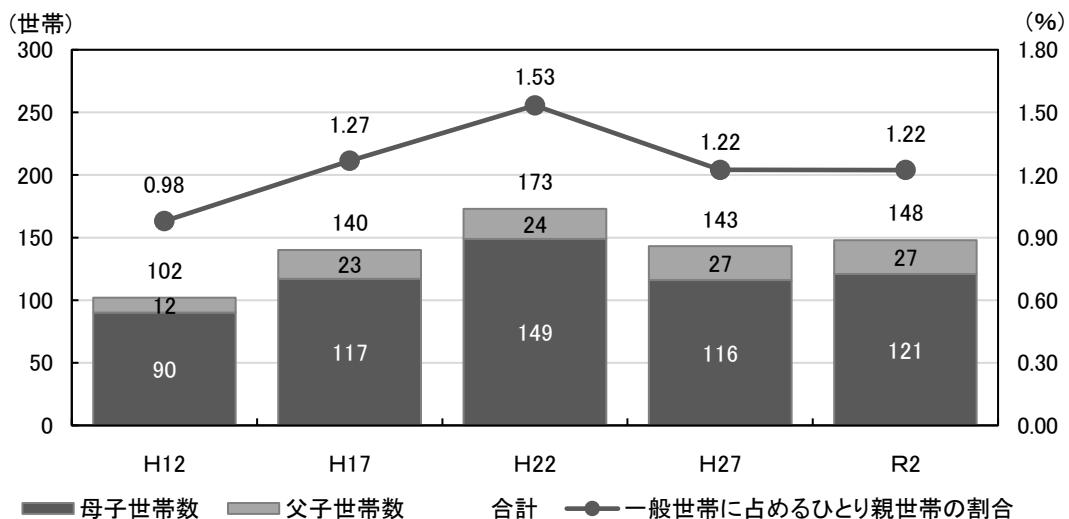


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（各年3月31日時点）

## (7) ひとり親世帯の状況

○ひとり親世帯数の推移をみると、平成27年には一度減少しましたが、令和2年で再び増加し、148世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移



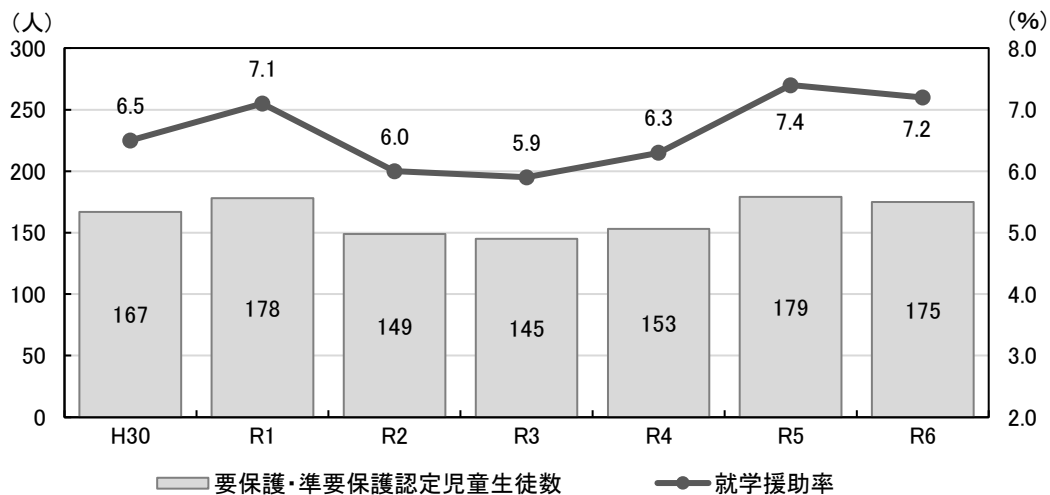
資料：国勢調査

## (8) 就学援助の状況

○要保護・準要保護児童生徒数（就学に必要な費用の支出が困難と認められる人）の推移をみると、令和6年では175人となっています。

○就学援助率については増減しながら、令和5年以降は7%台となっています。

### ■要保護・準要保護認定児童生徒数及び就学援助率の推移



資料：教育総務課（各年4月1日時点）

## 2 こども・若者からの意見

### (1) アンケート調査の実施概要

○本計画策定の基礎資料として、本市のこども・若者の生活実態や今後の要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

#### ■15～39歳調査実施概要

調査の期間	令和7年8月12日～8月25日	調査の対象	市内在住の15～39歳の方		
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWEB回答フォームから回答				
配布数	1,000件	回収数	252件	回収率	25.2%

#### ■小学生・中学生調査実施概要

調査の期間	令和7年7月22日～8月8日	調査の対象	市内の小学5・6年生、 中学1～3年生		
調査方法	学校を通じた通知文の配布、WEB回答フォームから回答				
配布数	1,328件	回収数	339件	回収率	25.5%

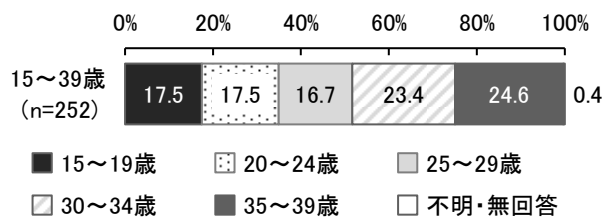
### (2) 15～39歳調査の結果（一部抜粋）

#### ①基本属性

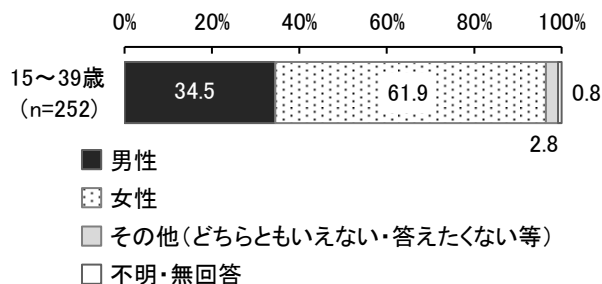
○年齢は、「35～39歳」が24.6%と最も高くなっています。

○性別は、「男性」が34.5%、「女性」が61.9%となっています。

#### ■年齢

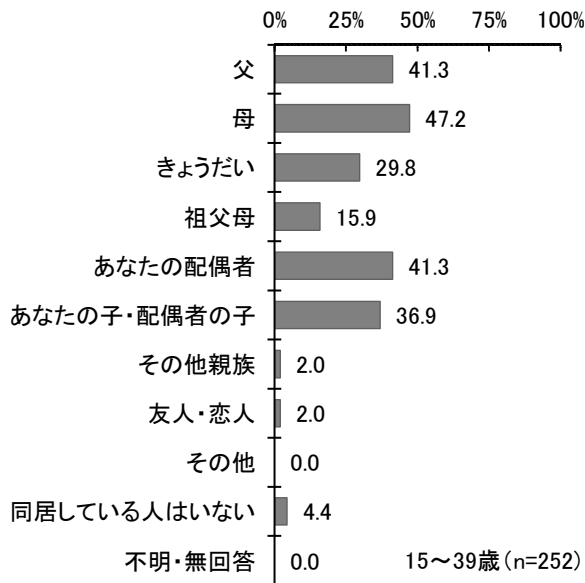


#### ■性別



○同居している人は、「母」が47.2%と最も高くなっています。

■同居している人

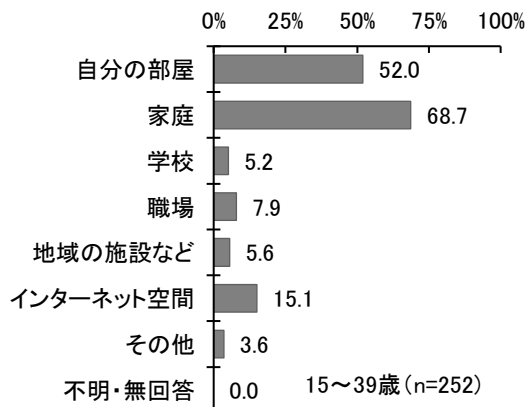


②居場所について

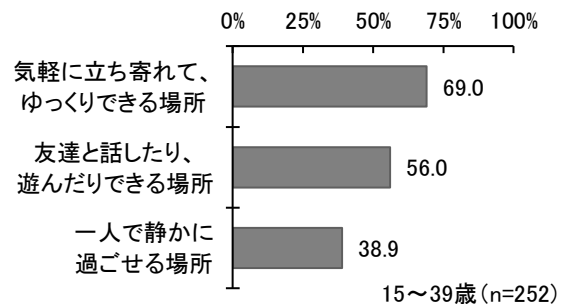
○現在の居場所は、「家庭」が68.7%と最も高く、次いで「自分の部屋」が52.0%、「インターネット空間」が15.1%となっています。

○どのような居場所があると良いかは、「気軽に立ち寄れて、ゆっくりできる場所」が69.0%と最も高く、次いで「友達と話したり、遊んだりできる場所」が56.0%、「一人で静かに過ごせる場所」が38.9%となっています。

■現在の居場所（ほっとできる場所、居心地のいい場所）



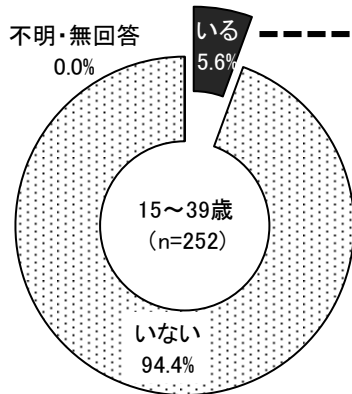
■どのような居場所があると良いか ※上位3位



### ③支援を必要とするこども・若者について

○回答者がお世話（お手伝いやきょうだいの遊び相手、自分のこどもの世話や配偶者のための家事は除く、家族の介護やその他の日常生活上のお世話）をしている人の有無では、「いる」が5.6%、「いない」が94.4%となっています。また、「いる」と回答した人のうち、お世話をしていることで経験したことは、「睡眠時間がたりない」「学校や仕事を休む、遅刻・早退する」がそれぞれ50.0%と最も高くなっています。

■回答者がお世話をしている人の有無

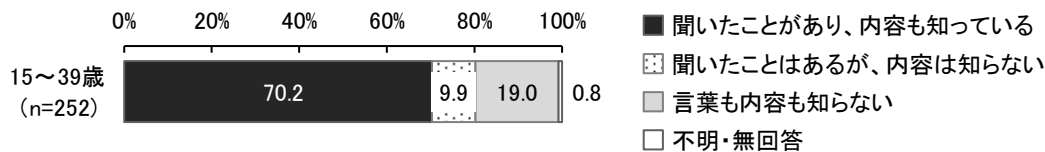


■お世話をしていることで経験したこと ※上位3位

15～39歳 (n=14)	割合
睡眠時間がたりない	50.0%
学校や仕事を休む、遅刻・早退する	50.0%
趣味や娯楽の時間がとれない	35.7%
友達と遊ぶことができない	14.3%
宿題など勉強する時間がない	14.3%
仕事を休職・離職した、学校を休学・退学した	14.3%

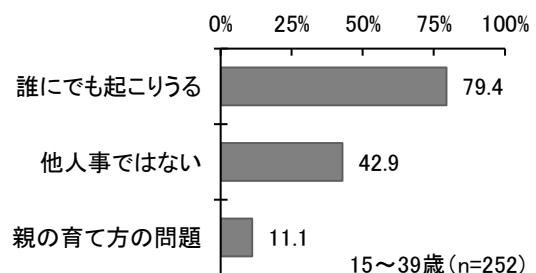
○「ヤングケアラー」の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が70.2%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が9.9%、「言葉も内容も知らない」が19.0%となっています。

■「ヤングケアラー」の認知度



○「ひきこもり」のイメージは、「誰にでも起こりうる」が79.4%と最も高く、次いで「他人事ではない」が42.9%、「親の育て方の問題」が11.1%となっています。

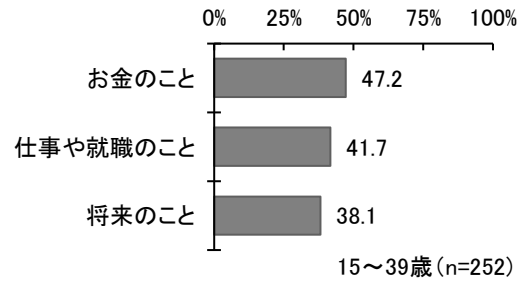
■「ひきこもり」のイメージ ※上位3位



#### ④相談について

○現在の悩みや不安は、「お金のこと」が47.2%と最も高く、次いで「仕事や就職のこと」が41.7%、「将来のこと」が38.1%となっています。なお、年代別では、25～39歳において「お金のこと」が最も高くなっています。

■現在の悩みや不安 ※上位3位



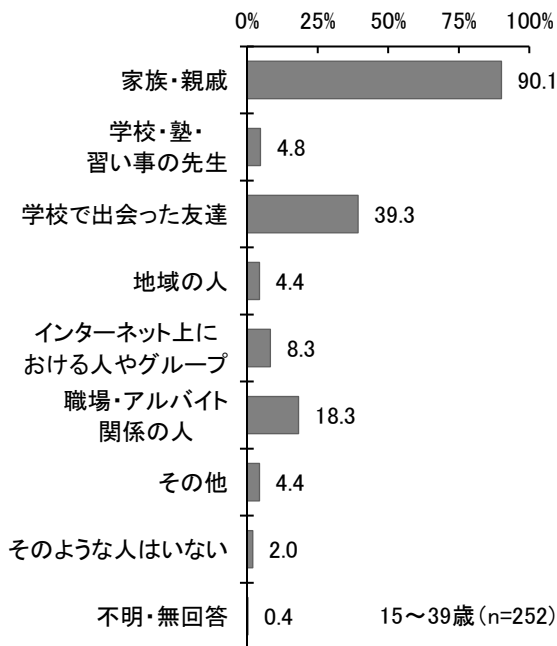
■年代別の悩みや不安 ※上位1位

年代	悩みや不安	割合
15～19歳 (n=44)	勉強や進学のこと	59.1%
20～24歳 (n=44)	仕事や就職のこと	50.0%
25～29歳 (n=42)	お金のこと	57.1%
30～34歳 (n=59)	お金のこと	50.8%
35～39歳 (n=62)	お金のこと	58.1%

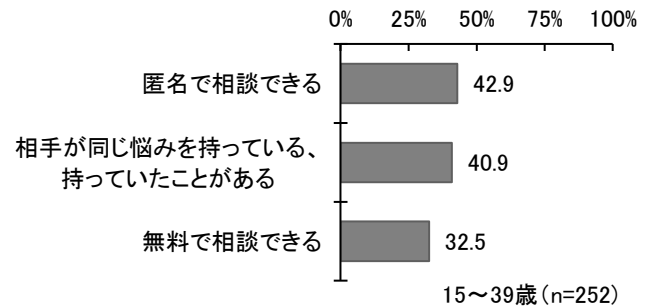
○困ったときに助けてくれる人は、「家族・親戚」が90.1%と最も高く、次いで「学校で出会った友達」が39.3%、「職場・アルバイト関係の人」が18.3%となっています。また、「そのような人はいない」が2.0%となっています。

○家族や知り合い以外で相談したいと思う相談先は、「匿名で相談できる」が42.9%と最も高く、次いで「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が40.9%、「無料で相談できる」が32.5%となっています。

■困ったときに助けてくれる人



■家族や知り合い以外で相談したいと思う相談先 ※上位3位

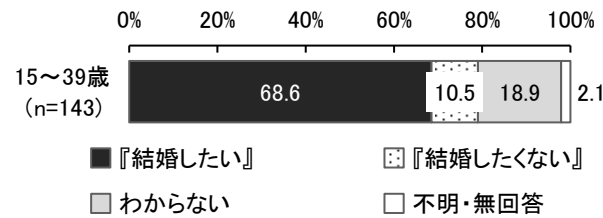


## ⑤将来について

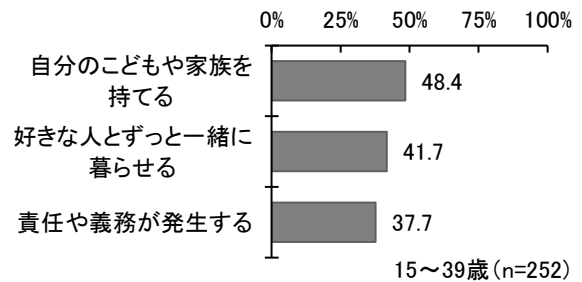
○将来、結婚したいかは、『結婚したい』（「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」の合算）が68.6%、『結婚したくない』（「結婚したくない」と「どちらかといえば結婚したくない」の合算）が10.5%、「わからない」が18.9%となっています。

○「結婚」のイメージは、「自分の子どもや家族を持てる」が48.4%と最も高くなっています。

■将来、結婚したいか ※未婚者のみ



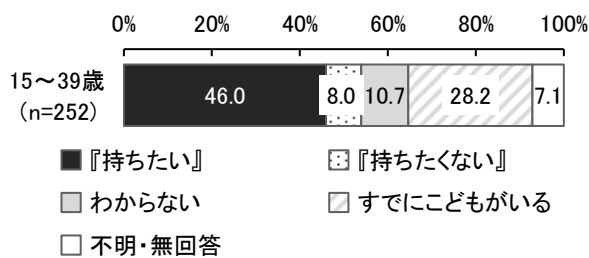
■「結婚」のイメージ ※上位3位



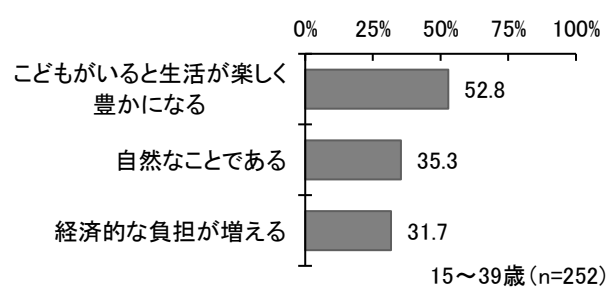
○将来、子どもを持ちたいかは、『持ちたい』（「持ちたい」と「どちらかといえば持ちたい」の合算）が46.0%、『持ちたくない』（「持ちたくない」と「どちらかといえば持ちたくない」の合算）が8.0%、「わからない」が10.7%、「すでに子どもがいる」が28.2%となっています。

○「子どもを持つことのイメージ」は、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」が52.8%と最も高くなっています。

■将来、子どもを持ちたいか



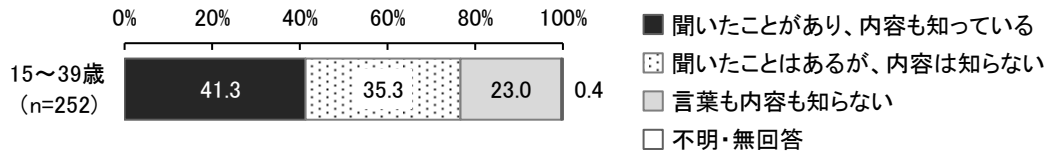
■「子どもを持つこと」のイメージ ※上位3位



## ⑥ 「こどもの権利」について

○「こどもの権利」の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が41.3%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が35.3%、「言葉も内容も知らない」が23.0%となっています。

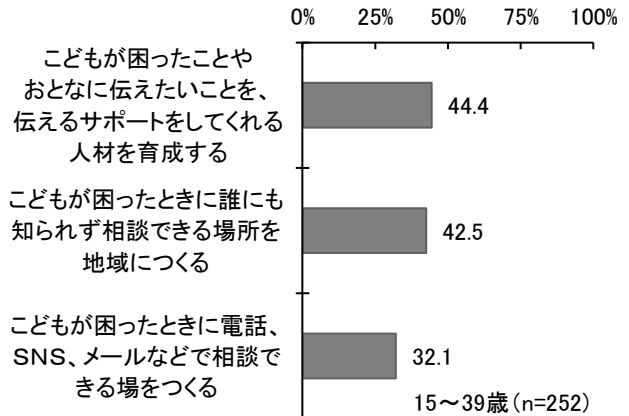
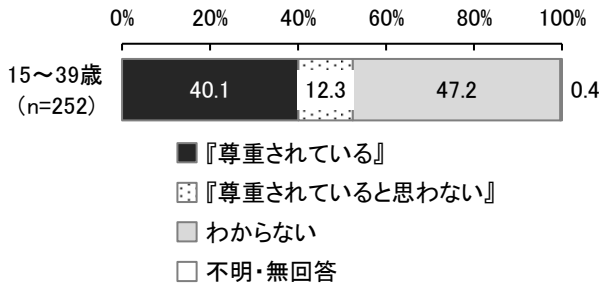
### ■「こどもの権利」の認知度



○本市において「こどもの権利」が十分に尊重されているかは、『尊重されている』（「とても尊重されている」と「どちらかといえば尊重されている」の合算）が40.1%、『尊重されていない』（「まったく尊重されていない」と「どちらかといえば尊重されていない」の合算）が12.3%、「わからない」が47.2%となっています。

○「こどもの権利」を守るためにあると良い仕組みは、「こどもが困ったことやおとなに伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人材を育成する」が44.4%となっています。

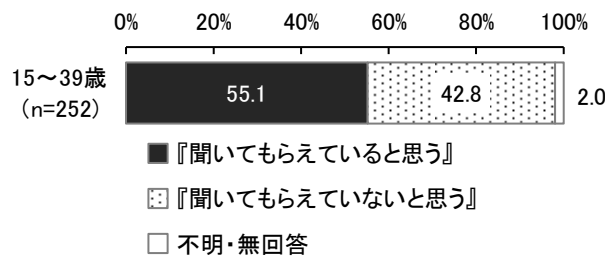
### ■本市において「こどもの権利」が十分に尊重されているか ■「こどもの権利」を守るためにあると良い仕組み ※上位3位



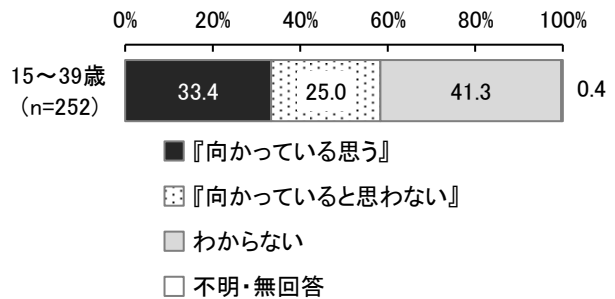
## ⑦子どもまんなか社会全般について

- 本市の取組において、子ども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかは、『聞いてもらえていると思う』（「聞いてもらえていると思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算）が55.1%、『聞いてもらえていないと思う』（「まったく聞いてもらえていないと思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていないと思う」の合算）が42.8%となっています。
- 本市は子どもまんなか社会の実現に向かっていていると思うかは、『向かっていると思う』（「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算）が33.4%、『向かっていると思わない』（「どちらかといえば向かっていると思わない」と「向かっていると思わない」の合算）が25.0%、「わからない」が41.3%となっています。

■本市の取組において、子ども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか

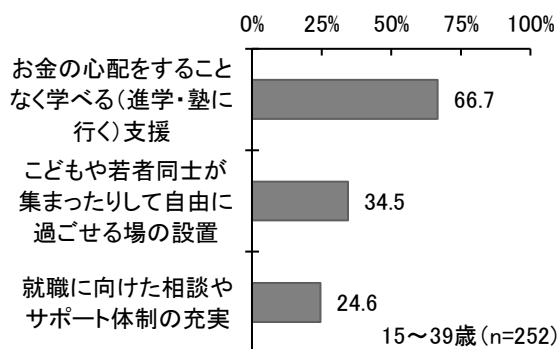


■本市は「子どもまんなか社会」の実現に向かっていていると思うか



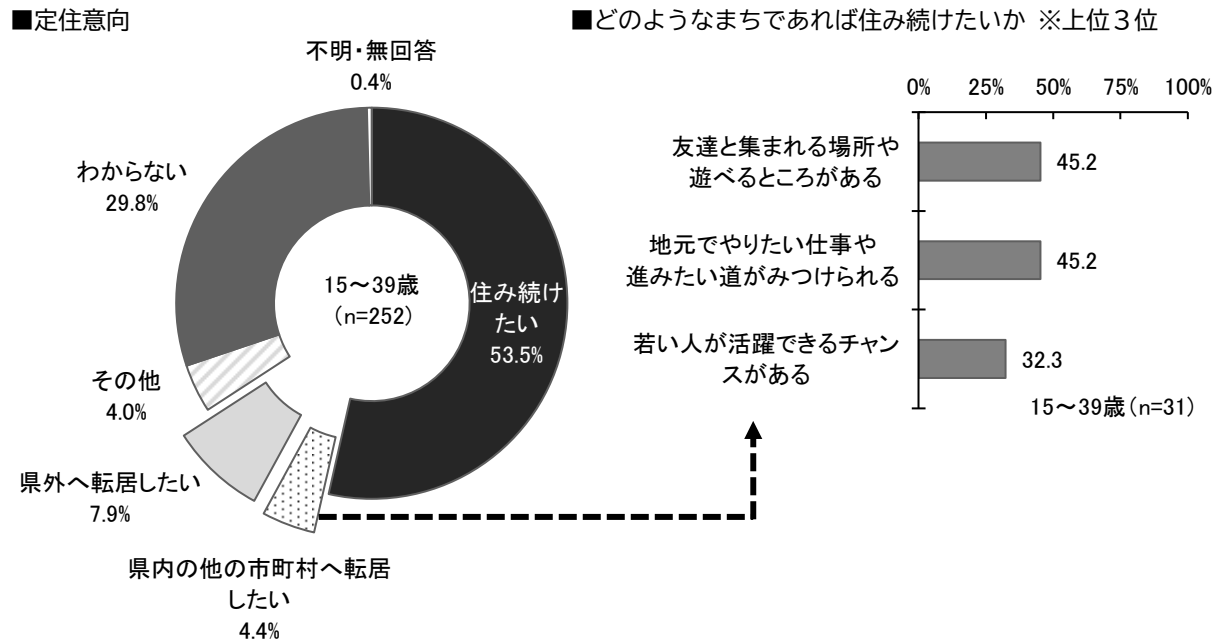
- 子ども・若者のために本市に必要な取組は、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）支援」が66.7%と最も高くなっています。

■子ども・若者のために本市に必要な取組 ※上位3位



### ③定住意向について

○定住意向は、「住み続けたい」が53.5%と最も高く、次いで「わからない」が29.8%、「県外へ転居したい」が7.9%となっています。また、「県内の他の市町村へ転居したい」「県外へ転居したい」と回答した人のうち、どのようなまちであれば住み続けたいかは「友達と集まれる場所や遊べるところがある」「地元でやりたい仕事や進みたい道がみつけれられる」がそれぞれ45.2%と最も高くなっています。

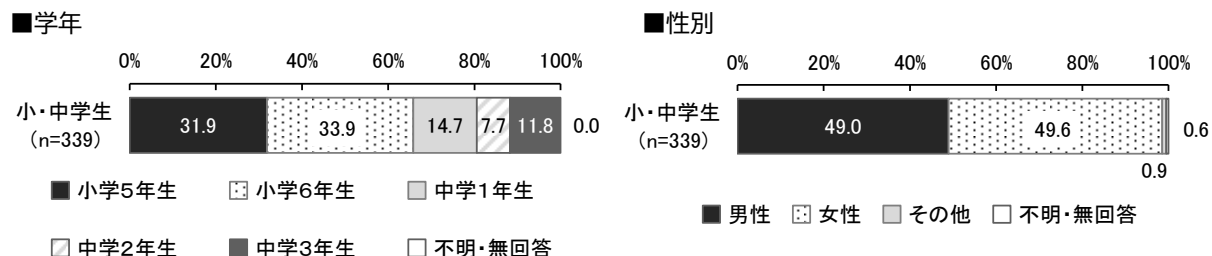


### (3) 小学生・中学生調査の結果（一部抜粋）

#### ①基本情報

○学年は、「小学6年生」が33.9%と最も高くなっています。

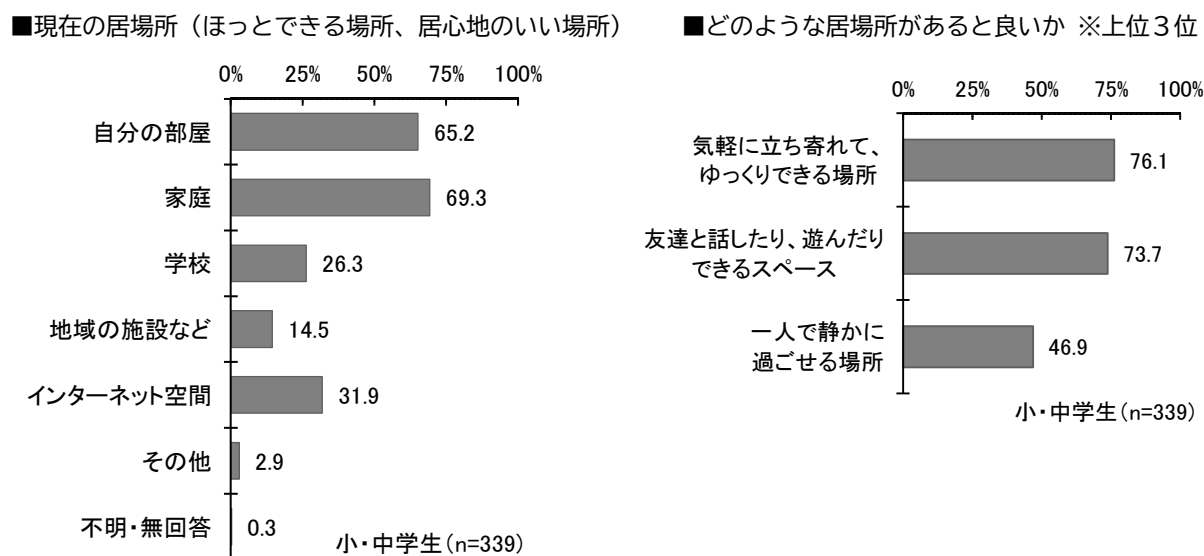
○性別は、「男性」が49.0%、「女性」が49.6%となっています。



#### ②居場所について

○現在の居場所は、「家庭」が69.3%と最も高く、次いで「自分の部屋」が65.2%、「インターネット空間」が31.9%となっています。

○どのような居場所があると良いかは、「気軽に立ち寄れて、ゆっくりできる場所」が76.1%と最も高く、次いで「友達と話したり、遊んだりできるスペース」が73.7%、「一人で静かに過ごせる場所」が46.9%となっています。

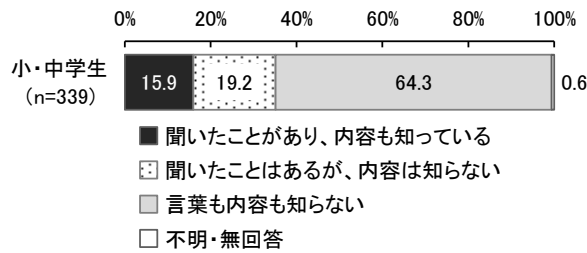


### ③支援を必要とするこどもについて

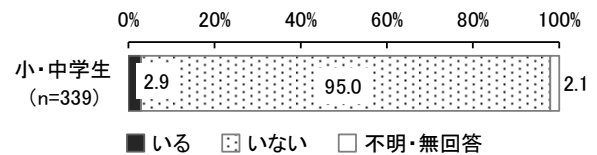
○「ヤングケアラー」の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が15.9%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が19.2%、「言葉も内容も知らない」が64.3%となっています。

○周りにヤングケアラーと思われる人がいるかは、「いる」が2.9%、「いない」が95.0%となっています。

■「ヤングケアラー」の認知度

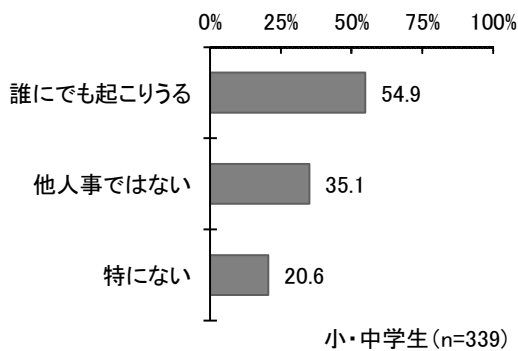


■周りにヤングケアラーと思われる人がいるか



○「ひきこもり」のイメージは、「誰にでも起こりうる」が54.9%と最も高く、次いで「他人事ではない」が35.1%、「特にない」が20.6%となっています。

■「ひきこもり」のイメージ ※上位3位

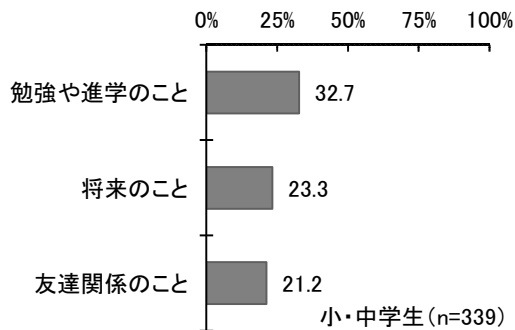


#### ④相談について

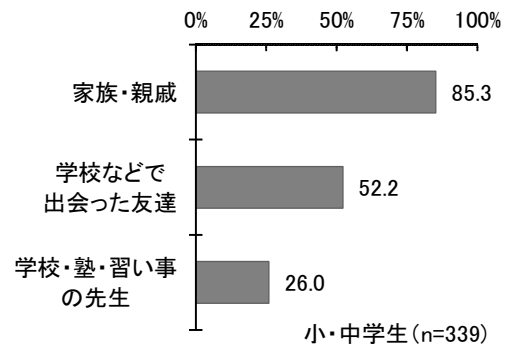
○現在の悩みや不安は、「特に悩みや不安はない」(33.3%)を除き、「勉強や進学のこと」が32.7%と最も高く、次いで「将来のこと」が23.3%、「友達関係のこと」が21.2%となっています。

○困ったときに助けてくれる人は、「家族・親戚」が85.3%と最も高く、次いで「学校などで出会った友達」が52.2%、「学校・塾・習い事の先生」が26.0%となっています。

■現在の悩みや不安 ※上位3位

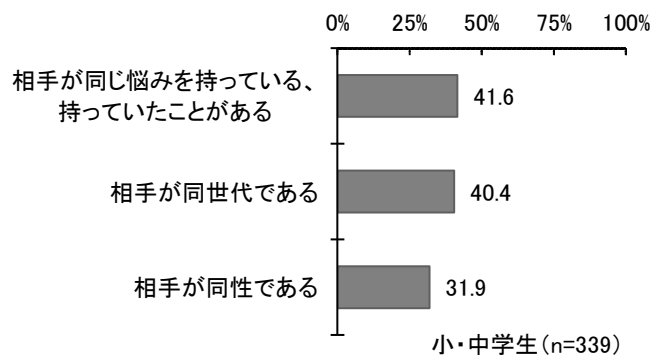


■困ったときに助けてくれる人



○家族や知り合い以外で相談したいと思う相談先は、「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が41.6%と最も高く、次いで「相手と同世代である」が40.4%、「相手が同性である」が31.9%となっています。

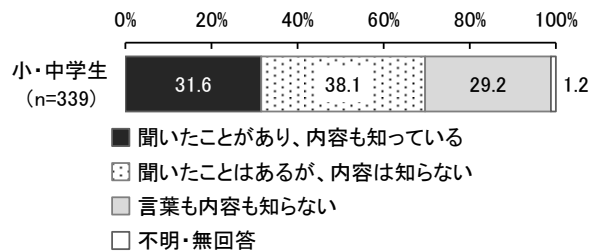
■家族や知り合い以外で相談したいと思う相談先 ※上位3位



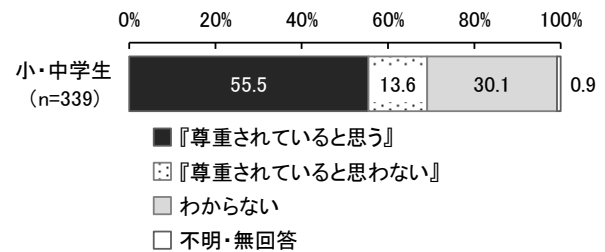
## ⑤ 「こどもの権利」について

- 「こどもの権利」の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が31.6%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が38.1%、「言葉も内容も知らない」が29.2%となっています。
- 「こどもの権利」が十分に尊重されていると思うかは、『尊重されていると思う』（「とても尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合算）が55.5%、『尊重されていると思わない』（「まったく尊重されていると思わない」と「どちらかといえば尊重されていると思わない」の合算）が13.6%、「わからない」が30.1%となっています。

### ■ 「こどもの権利」の認知度

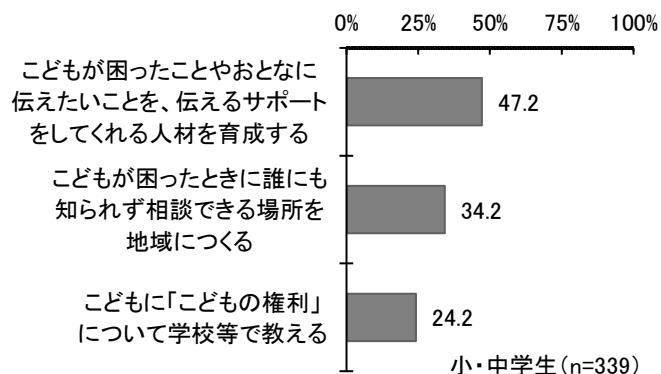


### ■ 本市において「こどもの権利」が十分に尊重されていると思うか



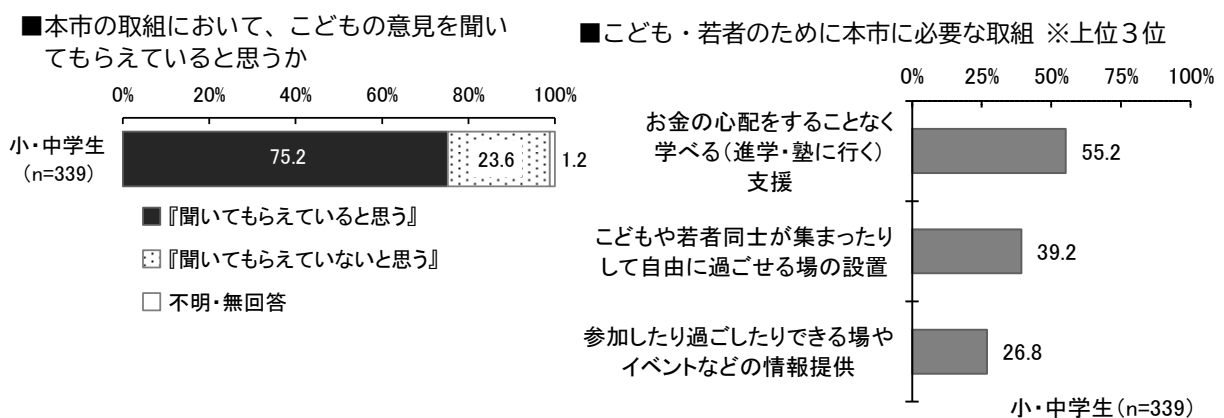
- 「こどもの権利」を守るためにあると良い仕組みは、「こどもが困ったことやおとなに伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人材を育成する」が47.2%と最も高く、次いで「こどもが困ったときに誰にも知られず相談できる場所を地域につくる」が34.2%、「こどもに「こどもの権利」について学校等で教える」が24.2%となっています。

### ■ 「こどもの権利」を守るためにあると良い仕組み ※上位3位



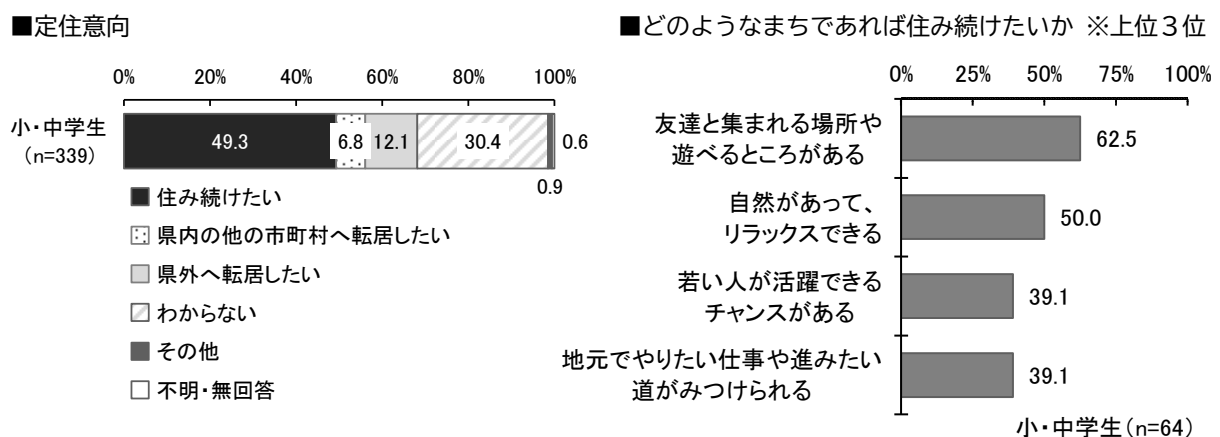
## ⑥「こどもまんなか社会」全般について

- 本市の取組において、こどもの意見を聞いてもらえていると思うかは、『聞いてもらえていると思う』（「聞いてもらえていると思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算）が75.2%、『聞いてもらえていないと思う』（「まったく聞いてもらえていないと思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていないと思う」の合算）が23.6%となっています。
- こども・若者のために本市に必要な取組は、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）支援」が55.2%と最も高く、次いで「こどもや若者同士が集まったり自由に過ごせる場の設置」が39.2%、「参加したり過ごしたりできる場やイベントの情報提供」が26.8%となっています。



## ⑦定住意向について

- 定住意向は、「住み続けたい」が49.3%と最も高く、次いで「わからない」が30.4%、「県外へ転居したい」が12.1%となっています。また、「県内の他の市町村へ転居したい」「県外へ転居したい」と回答した人のうち、どのようなまちであれば住み続けたいかは、「友達と集まれる場所や遊べるところがある」が62.5%と最も高く、次いで「自然があって、リラックスできる」が50.0%、「若い人が活躍できるチャンスがある」「地元でやりたい仕事や進みたい道がみつけれられる」がそれぞれ39.1%となっています。



### 3 支援者等からの意見

#### (1) ヒアリングシート調査の実施概要

○アンケート調査からは十分に把握できない課題や、実際のこども・若者、子育て家庭に関わる現場における実感や必要な支援等の把握を目的に、支援者ヒアリングシート調査を実施しました。

##### ■支援者ヒアリングシート調査実施概要

調査の期間	令和7年9月1日～9月16日	調査の対象	市内で活動する専門機関等		
調査方法	郵送配布、郵送回収もしくはメール回答				
配布数	5件	回収数	5件	回収率	100%

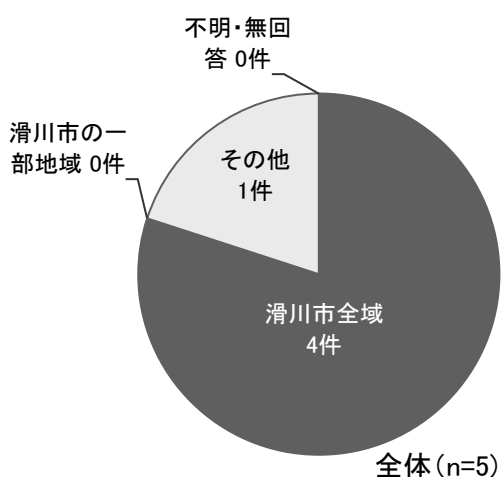
#### (2) ヒアリングシート調査の結果（一部抜粋）

##### ①基本情報

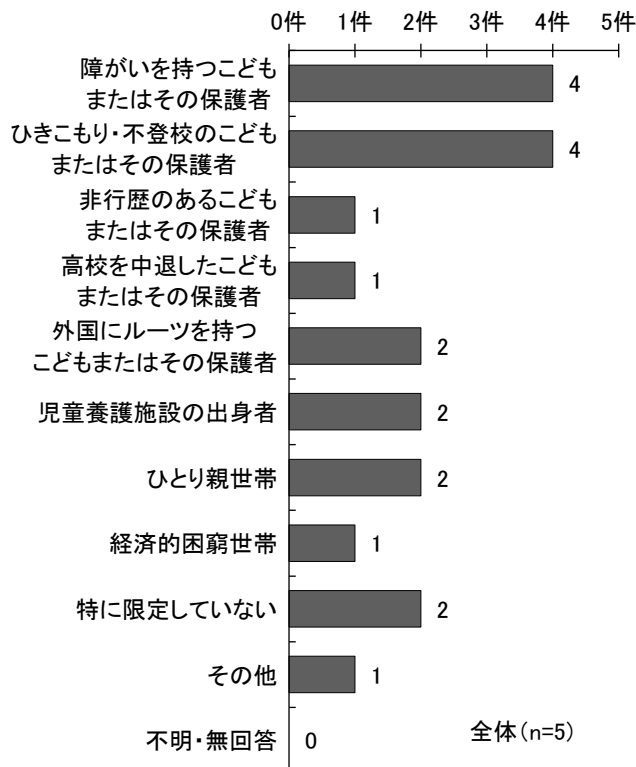
○活動範囲は、「滑川市全域」が4件、「その他」が1件となっています。

○活動の対象者は、「障がいを持つこどもまたはその保護者」「ひきこもり・不登校のこどもまたはその保護者」がそれぞれ4件と、最も多くなっています。

##### ■活動範囲



##### ■活動の対象者



## ②活動を通した気づきについて

### ■支援活動の中で、現在の支援以外で必要とされていると感じる支援

	具体的な内容
	支援が必要なこどもの受け入れと専門性を持ったアドバイス。学童保育及び病児保育の受け入れの拡充。
	支援の前に信頼関係の構築。こども、保護者、地域住人、支援者との信頼関係を深め、輪を広げる仕組みが必要であると感じている。
	不安の解消となるような見守り支援。こども、特に障がいのあるこどもへの病気時の支援が不足していると思う。きょうだいのうち、習い事などがある時の病児への対応や、きょうだいの送迎などを依頼できる対策などが必要。
	現在実施していないサービスについて利用相談があり、検討を重ね実施した。その際に、把握していないニーズへの支援が必要だと感じた。
	保護者からの相談については、十分に時間を確保する必要があること。学校、保育所等との相互見学などによる連携が必要であると感じた。

### ■厳しい状況に置かれているこども等に不足していると考えるもの

項目	具体的な内容
こども自身	こども自身の自己肯定感。
	コミュニケーションの適切な取り方（友だちと仲良くできる力）。
保護者	保護者の制度への理解（支援制度や受け方などを知らない人が多い）。
	モラル、優しさ（間違った価値観を持っている）。
	こどもへの対応（褒め・注意が適度に行われているか）。
	経済的な余裕。
支援	保護者が自分の辛い気持ちを話せる場所がいろいろとあれば、そこから支援につなげることができると思う。
	ひとり親家庭（特に障がいがあるひとり親家庭）へのさらなる支援。
	サポート体制（あたたかい支援）・やさしいところ・行政のやる気。

## ③悩み・相談について

### ■こども・若者の困りごと、悩みごとの内容

項目	具体的な内容
家庭環境に関する悩み	ご飯がないなどの家庭問題。
学校や交友関係に関する悩み	学校で困ったこと（こども・保護者間のトラブル）。 いじめまではいかない友人との関係。
障がいに関する悩み	児童から、「自分はどうして放課後等デイサービスに通っているのか。どうしたら通わなくてよくなるのか。」と相談を受けることがある。
子育てに関する悩み	仕事の時間と合わないため、学童保育、病児保育を拡充してほしい。

#### ④市の取組について

##### ■支援活動をより充実させるために求める協力・支援

項目	具体的な内容
滑川市への 希望・要望	教育保育機関への児童発達支援・放課後等デイサービスなどの福祉サービスの周知。
	市は「子育てにやさしい滑川」をうたっているのですが、困っている人に寄り添った対応をしてほしい。
	不登校の子どもや親にたくさんの選択肢を与えてほしい。
地域の人たちに 協力を求めたいこと	利用を考えたり、気になったりしたことがあれば、気兼ねなく問い合わせしてほしい。
	ボランティアへの参加。
	いつも子どもたちを見守ってもらい、感謝している。災害時も町内会の方々に助けてもらえるようになっている。
	地域の方々にはたくさん助けてもらっているのですが、特に求めることはない。

## 4 滑川市のこども・若者を取り巻く主な課題

○統計資料、こども・若者へのアンケート調査、支援者へのヒアリングシート調査等の意見をもとに、本市のこども・若者を取り巻く主な課題を整理しました。

### 課題1 こども・若者を主体とする気運の醸成が必要です。

- 「こどもの権利」の内容を知っている人の割合は、アンケート調査によると、こども・若者ともに5割以下となっています。また、「こどもの権利」を尊重されていると思う人の割合は、小・中学生では5割台、15～39歳では4割台となっています。
- 本市の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思う人の割合は、小・中学生では7割台、15～39歳では5割台となっています。

- こども・若者が「意見を聞いてもらえている」と感じられるような意見聴取の場、こども・若者の多様な居場所づくりなど、地域全体でこども・若者を育てる環境整備が必要です。
- そのためには、「こどもの権利」「こどもまんなか社会」などの考え方を、こども・若者だけでなくおとなにも浸透させ、本市のすべてのこども・若者が「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）」の実現が求められます。

### 課題2 妊娠期から出産、こどもから若者まで、切れ目のない支援が必要です。

- 15～39歳へのアンケート調査によると、悩みや不安に感じていることが年代によって異なっています。また、家族や知り合い以外の相談先に求めることが、小・中学生と15～39歳でそれぞれ異なっています。
- 本市でも出生数や婚姻率が減少しており、結婚や子育てに希望を持ってないこども・若者が増加していることが懸念されます。

- 成長過程に応じて悩みやニーズは変化するため、対象・段階に応じた適切な支援体制の充実を図る必要があります。
- 希望する人が安心してこどもを生み、育てることができるよう、妊娠・出産・子育てを通してあらゆる相談や不安を受け止め、子育て当事者に寄り添いながら、ライフステージを通して切れ目なく継続的に行う支援が求められます。

### 課題3

## 困難な状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

- 統計データによると、外国籍のこども・若者が増加しています。
- 統計データによると、いじめや不登校などの問題を抱えるこどもが近年急増しています。
- ひとり親世帯や準保護・要保護児童生徒数は増減しながら推移していますが、経済的に困窮しているこどもが一定数存在します。
- 15～39歳へのアンケート調査によると、お世話をしている人がいるこども・若者のうち、学業等に支障が出ているこども・若者が一定数存在しています。また、「ヤングケアラー」の言葉の内容を知っている人は、15～39歳で7割台、小・中学生で1割台となっており、特に低年齢において当事者である自覚のないこどもがいることが懸念されます。

○生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを保障するため、世帯の経済的な困難さや家族介護の状況が、こどもの学業、進学、心身の健康、社会性の育成等に影響を及ぼすことを防ぐ必要があります。こどもの家庭環境をきめ細かく把握し、経済的支援、アウトリーチ型の相談、教育環境の工夫、合理的配慮、周囲の理解を高めることが必要です。

○心身、家庭や学校の状況など、様々な要因に起因する困難に直面しているこども・若者とその家族に寄り添い、ケースや状況に応じてきめ細かく支える取組が重要です。

### 課題4

## こども・若者の成長と挑戦を応援する、より一層の地域づくりが必要です。

- 統計データによると、本市の総人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。
- アンケート調査によると、本市への定住意向について「住み続けたい」と回答した人の割合が、小・中学生では4割台、15～39歳では5割台となっています。なお、住み続けるためにまちに求めることとして、「友達と集まれる場所や遊べるところがある」「地元でやりたい仕事や進みたい道がみつけれられる」「若い人が活躍できるチャンスがある」「自然があってリラックスできる」がそれぞれ上位に挙げられています。

○「こどもまんなか社会」を目指す上では、こども・若者一人ひとりの自己肯定感と他者と協力しながら未来を切り拓く力を育成することが求められます。

○学校教育、多様な体験活動、社会とつながる場等を様々な分野の関係機関との継続的な連携で進めることが重要です。

○こども・若者自身が自分たちで自宅や学校・職場以外の地域の居場所（いわゆるサードプレイス）をつくったり、地域活動に参加したりする取組がより一層求められます。



## 第3章

### こども計画が目指すこと



# 1 基本理念

- 本市では、「第3期滑川市子ども・子育て支援事業計画」において、「地域みんなで子どもを育む ひかりのまちづくり」を基本理念として掲げ、こども・子育てに関する施策を推進してきました。
- また、市の最上位計画である第5次滑川市総合計画においては、基本理念として「市民起点、市民共創」、将来ビジョンとして「笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く 滑川」を掲げています。
- 本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、これまで取り組んできた子育て施策を引き続き進めるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「こども・若者の意見の尊重及び反映」等の考え方を加えた、こども・若者に関する総合的な取組を、行政や家庭、学校、地域などが一体となって推進していくことが重要です。
- 以上のような考え方から、本計画の基本理念を「こども・若者が笑顔で自分の夢に挑戦し、未来を共創するまち」と設定し、こども・若者施策のさらなる充実と推進を図ります。

## 基本理念

### こども・若者が笑顔で自分の夢に挑戦し、 未来を共創するまち



#### ● 基本理念の考え方・込められた思い ●

この基本理念には、未来を担う世代であるこども・若者に焦点を当て、彼らが最大限に能力を発揮できる環境を整備することで、自らの可能性を信じ、夢に向かって挑戦することにより、地域全体で未来を共創するという思いが込められています。

「笑顔」  
に込められた思い

こども・若者が物理的・精神的に安全・安心な環境で生活し、日々の楽しさや喜びを感じながら健康に過ごせることを最優先します。

「自分の夢に挑戦」  
に込められた思い

一人ひとりの個性や多様な価値観を尊重します。夢に向かって一歩踏み出す「挑戦」をまち全体でサポートし、失敗を恐れず再挑戦できる環境を提供することで自律的な成長を促します。

「未来を共創」  
に込められた思い

こども・若者を「現在のまちを一緒につくるパートナー」と位置づけ、彼らの意見やアイデアを市政や地域活動に積極的に取り入れます。全世代がともに知恵を出し合い、協力して未来を「ともに創る」という姿勢です。

## 2 基本目標

○本計画の基本理念や国が示す「こども大綱」などを踏まえ、以下の3つの基本目標に沿って施策を定めます。

### 基本目標1 すべてのこども・若者の成長と挑戦を応援する

ライフステージを通して、すべてのこども・若者が自分らしく健やかに成長し、挑戦できるまちを目指します。そのために、こども・若者が権利の主体であるという考えを地域全体で共有し、こども・若者の成長や活躍を周囲の人や団体等が応援するあたたかい環境をつくりまします。

この環境づくりは、こども・若者・保護者の視点を大切にし、最善の利益を図ることを基本に進めるものであり、地域もまた、こども・若者・保護者とともに「こどもまんなか社会」に向けて成長していくことを目指します。

### 基本目標2 将来にわたる学びと育ちを支える

子育て家庭の状況やこども・若者が育つ環境の多様性を踏まえ、各ライフステージ特有のテーマに応じて、こども・若者本人と子育て家庭の選択を尊重した支援を行います。そのために、保健・医療・福祉・教育・就労などの分野が有機的につながり、継続的かつ包括的にサポートします。

この効果的なサポートに向けた地域、団体、企業、行政、関係機関等の密接なネットワークを通して、こども・若者・保護者の幸せと、誰もが暮らしやすい生活環境を両立させ、ウェルビーイングの実現につなげます。

### 基本目標3 子育てをともに支える地域をつくる

こども・若者の健やかな成長には、子育て家庭が安心して暮らせることが大切です。生活の安定や子育てに伴う孤立感の解消に、地域全体で取り組みます。

地域で子育てを支える環境づくりを進め、こども・若者の健やかな成長と保護者自身の生き方の選択が両立できるよう支えていきます。

### 3 重点取組

○第2章(P. 33~34)で整理した本市のこども・若者を取り巻く主な課題に対応するため、本計画では以下の5つの重点取組を設定し、取り組んでいきます。

#### 課題1

##### 重点取組1 条例の周知・啓発

こどもが将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう制定した「滑川市こども・子育て基本条例」について、こどもからおとなまで、多様な手法を用いながらすべての市民に内容の周知を図ります。

##### 重点取組2 こども・若者への意見聴取の実施

こども・若者に関連する施策の推進にあたり、直接的・間接的にこども・若者の意見を聴取するための仕組みづくりに取り組み、こどもまんなか社会の主役であるこどもたちが自らの意見を社会にアピールする権利を保障することによって、多くのこどもたちが社会に関心を持てる環境をつくりまします。

#### 課題2

##### 重点取組3 こども家庭センターの「つなぎ役」としての機能強化

こども・若者、子育て世帯等が困ったときに、あらゆる相談を受け止め、関係機関へ橋渡しする「つなぎ役」としての機能を強化し、必要な支援にしっかりとつなぐ包括的な支援を行う体制構築を進めます。

#### 課題3

##### 重点取組4 こども・若者が安心できる居場所づくり

既存の居場所だけでなく、遊びの空間や機会、地域資源を生かした体験活動、オンライン空間で過ごす時間といった新たな形態の検討も含めて、こども・若者の視点に立った居場所づくりに取り組みます。

#### 課題4

##### 重点取組5 こどもの挑戦・活躍の場づくり

こどもたちがやってみようことを形にし、地域の中で力を発揮できるよう、多様な機会を設け、挑戦や活躍が自然に生まれる環境を整えていきます。

## 4 施策の体系

- 「基本理念」を実現するため、具体的な「基本目標」を設定し、様々な「施策」を進めています。その「施策」の中でも、本市の「課題」を解決するために特に力を入れて行う必要がある取組が「重点取組」です。



## 5 全体指標

○国の子ども大綱に位置づけられている「「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標」を踏まえ、本計画においても同様の項目で計画全体に係る指標を掲げ、計画を推進していきます。

### ■数値目標一覧

No.	項目※1	対象	国の「こども大綱」		滑川市	
			現状値	目標値	現状値	目標値
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっていく」と思う人の割合	対象をそれぞれ記載	15.7% (16～49歳)	70%	33.7% (16～39歳)	80%
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	15歳	60.8%	70%	69.3%	80%
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	15～39歳	60.0%	70%	73.8%	80%
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	15歳	74.2%	80%	46.2%	80%
5	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	15～39歳	84.1%	90%	85.0%	90%
6	「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	15～39歳	97.1%	現状維持	97.6%	現状維持
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	15～39歳	51.5%	70%	58.0%	75%
8	「こども政策に関して自身の意見を聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	16～29歳	20.3%	70%	58.1%	80%
9	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	15～39歳	66.4%	80%	68.7%	80%

No.	項目※1	対象	国の「こども大綱」		滑川市	
			現状値	目標値	現状値	目標値
10	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	対象をそれぞれ記載	31.0% (13～29歳)	55%	25.4% (15～29歳)	55%
11	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	対象をそれぞれ記載	27.8% (16～49歳)	70%	52.1% (16～39歳)	80%
12	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	対象をそれぞれ記載	83.1% (18歳未満のこどもがいる世帯)	90%	89.2% (小学生以下のこどもがいる世帯) 〔90.0%(就学前保) 88.3%(小学生保)〕 ※2	95%

※1 本市の現状値と国の現状値において、出典となる調査設問や対象年齢が異なる項目もあります。

※2 「就学前保」は保護者アンケート調査の小学校就学前児童保護者、「小学生保」は同調査の小学生児童保護者です。





## 第4章

### 具体的な事業の展開



# 1 基本目標に基づく具体的事業

○本計画の基本理念や国が示す「こども大綱」などを踏まえて設定した3つの基本目標に基づき、以下の具体的事業を展開します。

## 基本目標1 すべてのこども・若者の成長と挑戦を応援する

○成長過程において切れ目のない支援を提供できるよう、こども大綱における「ライフステージを通じた重要事項」に沿って、縦断的に実施する7つの項目を設定し、すべてのこども・若者が成長・活躍できる環境づくりを推進します。

### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

○こども・若者が主体性を持ったひとりの人間として、自分らしく健やかに成長できるよう、本市の考えや取組を周知するとともに、こども・若者の権利擁護を推進し、社会全体へのこども・若者の権利についての意識の浸透、こどもや若者が参加する地域活動・団体に対する意識啓発に取り組みます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
1	こどもと子育てに関する施策の基本理念についての条例の周知	「滑川市こども・子育て基本条例」の内容の周知を図るとともに、制定した条例に基づき、対象となるこどもの意見を聴取します。	子育て応援課
2	こども計画の周知	こども施策についての方向性をまとめた「滑川市こども計画」の内容の周知を図ります。	子育て応援課
3	虐待防止、こどもの人権、里親制度等に関する広報・普及啓発	人権擁護委員の活動を周知するなど、相談しやすい環境整備に努めます。 虐待防止推進月間や人権週間、里親制度を周知します。 DV被害者の保護を図るため、各関係機関と連携を図るとともに、職員の研修への参加などを通して、支援体制の強化を図ります。	市民課 こども家庭センター 生涯学習・スポーツ課

## (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### ①遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成、定着

- 多様な遊び・体験の場を提供し、自然や歴史・文化等にふれあう機会を創出します。
- 基本的な生活習慣を身につけることができるよう、切れ目のない相談支援を行うとともに、家庭、学校・園、地域、企業等の協力を得ながら、体力づくりや食育を推進します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
4	児童クラブ活動の支援	こどもの自主性を尊重した児童クラブ活動の活性化を推進します。	生涯学習・スポーツ課
5	放課後子ども教室の充実	放課後等にすべての児童を対象として、地域住民の参画のもと、学習や体験・交流活動を行う放課後子ども教室の充実を図り、こどもたちが地域社会の中で、こころ豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	子育て応援課
6	ふれあい交流（地域交流・世代間交流）	地域における新川古代神踊りの伝承活動や資源回収、清掃活動などのボランティア活動を通じて、地域交流や世代間交流活動を推進します。幼稚園、保育所、認定こども園での地域交流や世代間交流活動を推進します。	生涯学習・スポーツ課 子育て応援課
7	幼児期やジュニア世代のスポーツ活動の推進	心身の健全育成に大きく寄与する幼児期やジュニア世代のスポーツ活動を推奨するため、指導者の育成、運動教室の開催などを行います。また、全国大会等の出場者への激励費の支給や市内体育施設の利用料免除、スポーツ団体への補助などにより、こどものスポーツ活動を支援します。	生涯学習・スポーツ課
8	小学生の文化活動、中学生の文化部活動の活性化に向けた支援	芸術・文化に関する全国大会等に出場する児童・生徒・団体に対する激励費の支給をするなど芸術・文化活動を支援します。小学校の音楽会やブラスバンド部定期演奏会等の文化活動を支援し、大きな舞台で演奏する機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
9	芸術・文化活動支援の充実	こどもや青少年を対象に、優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図ります。	生涯学習・スポーツ課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
10	ふれあい体験（14歳の挑戦、いのちの教室、自然観察学習）	<p>学生を対象に、乳幼児とふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図ります。</p> <p>中学2年生を対象に、一週間学校を離れて地域の中で体験活動を行うことにより、自分の可能性や生きる力を見出します。</p> <p>小中学校において、動物の飼育や植物の栽培を通じて豊かなこころを育む教育を推進します。</p>	教育総務課
11	青少年体験学習	小中学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
12	自然環境や魚への関心の育成	自然環境や魚への関心を深めるために、稚アユやクロダイの放流体験、ニジマス釣りや手づかみ大会を実施します。	水産観光課
13	魚食教育の推進	魚食や海洋深層水への理解や関心を深めるために、小学生の親子を対象に魚や海洋深層水、地元食材を活用した調理実習や講義を実施します。	水産観光課
14	図書館・子ども図書館	<p>館内イベント・子育て支援講座、小学1年生への利用カード取得勧奨、学級招待、小学校・学童施設・保育施設訪問等を実施し、すべてのこどもが図書館資料を通して、読書・学習・情報にふれ、利用できる機会を提供します。</p> <p>子ども図書館の機能強化のため、必要に応じた改修、整備を実施します。</p>	生涯学習・スポーツ課
15	切れ目ない子育て支援・相談体制の充実	こども家庭センターを中心として、母子保健事業や子育て支援事業に係る関係機関や地域との連携強化を図り、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援体制の推進を図ります。	子育て応援課
16	乳幼児食育教室事業	離乳食指導、食育むし歯予防教室、食育にこにこ教室、キッズ料理教室、子育て世代の食育講座等において、こどもの成長や発達に合った離乳への支援、食への興味や関心を高め、健康的な食習慣の基礎づくりを図ります。	健康センター
17	食育相談指導事業	1歳6か月児健診栄養相談、3歳児健診栄養相談、すこやか子育て相談会、すこやか食育教室等において、多様化する乳幼児期の食に関する悩みについて、個々のこどもの成長や発達に合った食育相談を実施し、乳幼児期の健康増進の支援に努めます。	健康センター

## ②こどもまんなかまちづくり

○こども・若者や子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を推進します。

○子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を行います。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
18	こどもを連れて外出しやすい環境づくりの推進	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、妊産婦優先駐車場やバリアフリースイットイレ(乳幼児対応)を整備し、子育て世代が安全・安心に外出できる環境を整えます。	各課
19	託児付き事業の推進	子育て世代が参加しやすい託児付き事業や子連れで参加できるイベントの開催を推進します。	各課
20	身近な公園づくり	公園がこどもにとって身近な居場所となるよう、障がいのある方でも楽しめるインクルーシブ遊具の導入に努めます。	都市計画課
21	ちびっ子広場整備	こどもが安心して遊べる広場の設置または遊具の設置や修繕を行う町内等に対して、補助金を交付します。	都市計画課
22	児童館事業の充実	各種イベント、アウトドア活動、子育て講座、ママ応援事業、イクメン事業、食育教室、育ジイ・育バア孫育て事業、児童館まつり、子育てサークル、土曜子ども教室などの子育て支援事業を実施します。 児童館の機能強化のために必要に応じた改修、整備を計画的に実施します。	子育て応援課
23	子ども図書館事業の充実	こどもの成長に合わせて、本と読書を通じた子育て支援事業(ブックスタート、読み聞かせ等)を実施します。	生涯学習・スポーツ課
24	中学生、高校生等の居場所づくり	公共施設における学習スペース設置など中学生や高校生が気軽に利用できる環境を整えます。	各課
25	定住促進事業	良好な宅地の開発や転入者に対する支援を行うとともに、空き家・空き地情報バンクで情報提供を行います。立地適正化計画における居住誘導地域内に住宅を取得する際の費用を助成します。	都市計画課
		地方への移住を希望している方に市の魅力をPRし、情報提供や個別相談を行います。	公民連携課 企画政策課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
26	良質な生活環境の提供	市営住宅の維持管理に努め、子育て世帯に対して低廉な家賃で良質な住宅を提供します。	都市計画課

### ③こども・若者が活躍できる機会づくり

- こども・若者が多様な文化や価値観を受け入れ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、国際交流や幅広い教育の提供、多文化共生のまちづくりを推進します。
- 外国籍のこどもや支援が必要なこどもを対象とした学習支援の充実を図ります。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
27	なめりかわ未来学校	なめりかわ未来学校において、国際交流を推進するなどし、こどもたちがこのまちに住んでよかったと思える未来を描き、課題解決の力を高め、未来へとどのように進んでいくのかを考える場を提供していきます。	生涯学習・スポーツ課
28	多文化共生のまちづくり	地域住民・在住外国人が相互の文化にふれる機会を積極的に提供し、地域において互いに理解し、支え合う多文化共生のまちづくりを推進します。	企画政策課
29	環境教育及び環境に関するイベントの実施	環境を守るために自分たちの手で何ができるかを学び、家庭や学校で実践していくことを目的として、環境に関する授業等を実施します。	教育総務課
		地球温暖化防止の一環として、市民、企業、市が一体となって取り組む環境フェアを開催します。 夏休み期間中の放課後児童クラブの児童を対象に、環境に関する体験型授業を実施します。	生活環境課
30	地域ICTクラブ	「とやま地域ICTクラブ推進協議会」に参加し、小学生を対象とした問題解決能力・創造性表現力・科学技術リテラシーを育成するプログラミング教室の開催に協力します。	教育総務課
31	外国籍のこども等への支援	小中学校に外国人相談員(県事業)を配置し、外国籍のこどもたちの学習支援に努めます。	教育総務課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
32	児童生徒への学習支援	経済的理由などで学習塾に通うことが難しい世帯や不登校気味、日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒等に対し、オンラインでの学習支援や進路相談等を実施します。(オンラインなめりかわ塾)	教育総務課

#### ④こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

- 性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。
- 夫婦がともに子育てに取り組むことができるよう、父親の積極的な家事・育児への参画を促進します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
33	教育内容の充実	小中学校において、男女共同参画の視点に立った教育内容の充実に取り組みます。	教育総務課
34	性教育	小中学校において年間の保健指導計画を作成し、発達段階に応じて指導を行います。	教育総務課
35	人権教育に関する研修の充実	男女共同参画の視点に立った教育が実施できるよう、教職員対象の人権研修を行います。	教育総務課
36	男女共同参画推進事業	幼少の頃から長きにわたり形成された性別に関する固定観念の打破には、年齢に応じた教育や学習の場での働きかけが必要であることから、性差に対する偏見の解消、個性や違いを認め合う人権教育を一層推進します。	生涯学習・スポーツ課

### (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

○プレコンセプションケアの推進に向け、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけられる環境を整備します。

○特定妊婦等を含む当事者に対し、各種健康診査や様々な情報提供、相談等を通じて切れ目のない支援体制の充実を図ります。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
37	小児・周産期医療対策事業	小児・周産期医療の確保、充実及び富山医療圏との連携を図ります。	医療保健課
38	相談支援	妊娠届出時に妊娠期～産後に向けた子育て支援プランを作成する機会を通じて、特定妊婦をはじめとした支援の必要な妊産婦を早期に把握し、継続的な関わりを行います。	健康センター
39	こども家庭センターの設置	関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。	こども家庭センター
再掲 34	【再掲】 性教育	小中学校において年間の保健指導計画を作成し、発達段階に応じて指導を行います。	教育総務課
40	健康教育事業	妊娠、出産等に関する正しい知識の普及や知識の習得、男性の育児参加の促進に努めます。	健康センター
41	妊産婦食育教室事業	栄養士による個別面談を行い、妊娠中に必要な食事内容や、授乳期の栄養についての正しい知識や技術の普及を図ります。	健康センター
再掲 16	【再掲】 乳幼児食育教室事業	離乳食指導、食育むし歯予防教室、食育にここ教室、キッズ料理教室、子育て世代の食育講座等において、こどもの成長や発達に合った離乳への支援、食への興味や関心を高め、健康的な食習慣の基礎づくりを図ります。	健康センター
再掲 17	【再掲】 食育相談指導事業	1歳6か月児健診栄養相談、3歳児健診栄養相談、すこやか子育て相談会、すこやか食育教室等において、多様化する乳幼児期の食に関する悩みについて、個々のこどもの成長や発達に合った食育相談を実施し、乳幼児期の健康増進の支援に努めます。	健康センター

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
42	乳幼児健康診査	こどもの健康が確保できるよう集団健診(1 か月児健診、4か月児健診、すこやかお誕生健診、1歳 6 か月児健診、3 歳児健診)及びその機会を捉えた健康教育・相談・育児支援事業を実施します。	健康センター
43	歯科保健事業	母と子の口の健康づくりを支援し、生涯にわたる口腔機能の維持につなげます。	健康センター
44	子育て支援サイトやアプリを利用した情報発信	こども・子育てに関する支援やイベント等の最新情報をわかりやすく提供する「子育て応援サイト」とアプリの周知に努めるとともに、情報の充実を図ります。	子育て応援課

## (4) こどもの貧困対策

○こどもの将来が、こどもの生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育支援の充実を図るとともに、経済的支援や日常生活面に関する支援、就労支援を展開するなど、貧困家庭の自立支援に取り組みます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
45	経済的困難を抱える家庭への支援	<p>問題の深刻化を未然に防ぐため、初期段階から相談しやすい環境や体制を整備し、予防的支援や早期発見に取り組みます。</p> <p>安定し、自立した生活につなげるため、保護者の就職や転職に関する情報提供等、就労支援・相談支援を行います。</p> <p>経済的課題を抱えたひとり親家庭等に対して、大学等の受験料や模擬試験受験料を補助し、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しします。</p>	<p>子育て応援課</p> <hr/> <p>こども家庭センター</p>
再掲 32	【再掲】 児童生徒への学習支援	<p>経済的理由などで学習塾に通うことが難しい世帯や不登校気味、日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒等に対し、オンラインでの学習支援や進路相談等を実施します。(オンラインなめりかわ塾)</p>	教育総務課
46	滑川市奨学資金制度	<p>成績優秀であるが資金の支弁困難な事由によって修学の困難な者に対し、寄附金を原資とする奨学事業基金を財源として、予算の範囲内において奨学資金を給与・貸与します。</p>	教育総務課
47	保育料等の負担軽減	<p>国による幼児教育・保育の無償化と併せて、0歳児からの第1子保育料半額、第2子以降保育料無償を市が独自に実施し、負担を軽減します。</p>	子育て応援課
48	放課後児童クラブ利用料減免	<p>児童扶養手当の受給者等に対して、放課後児童クラブの利用料を軽減します。</p>	子育て応援課
49	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給	<p>経済的な理由により就学困難な児童生徒に対し、学用品費などの就学に必要な費用の一部を支援します。</p>	教育総務課
50	児童扶養手当の支給	<p>ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。</p>	子育て応援課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
51	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付を行い、医療費の本人負担分を支援します。	子育て応援課
52	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。	子育て応援課
53	滑川市すくすく子育て支援企業等顕彰事業	出産・育児・介護に関する支援に積極的に取り組む企業を顕彰することにより、仕事と両立して働くことができる環境づくりを促進します。	商工企画課
54	生活困窮者自立支援事業の充実	保護者の相談に対応し、関係機関と連携を取りながら、就労先の確保や就労定着の支援を行います。	福祉課
55	ひとり親家庭の親への就労支援	関係機関との連携を図り、就業相談、就業情報の提供等の就業支援を推進します。	子育て応援課

## (5) 障がい児・医療的ケア児等への支援

- 障がいのあるこどもや家庭に対して、サービスの充実や各種手当の支給、相談支援を行い、日常生活において必要な支援を行います。
- 障がいの有無に関わらず、安心してともに暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における支援体制の強化や教育現場におけるインクルージョンを推進します。
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児へのきめ細やかな支援を行います。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
56	発達支援に係る状況把握	教育・保育施設を巡回訪問することにより、発達や行動が気になりなこどもの状況を早期に把握します。 施設側との情報共有を図り、関わり方への助言や相談支援等を行います。	健康センター
			こども家庭センター
57	学校卒業までの切れ目ない支援	特別な教育的支援が必要なこどもについて、幼児期から学校卒業までの長期的かつ一貫した視点による支援を行うため、個別の教育支援計画を作成します。	教育総務課
			こども家庭センター
58	特別児童扶養手当の支給	身体や精神に中程度以上の障がいのある児童の福祉の増進のため、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
59	自立支援給付・通所給付	発達の遅れや障がいのあるこどもに対し、必要な介護等及び生活能力の訓練や社会との交流の促進を目的とした通所サービスを提供します。	福祉課
60	養育医療給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費の一部を公費により負担します。	子育て応援課
61	重度心身障害者等医療費助成	重度の障がいのある児童の福祉の増進のため、医療費の自己負担金を助成します。	福祉課
62	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級に就学・在籍する児童の保護者等の経済的状況等に応じ、就学のために必要な経費の一部の負担・補助を行います。	教育総務課
63	障がい児保育・相談	健常児とともに集団保育が可能な障がい児の受け入れを実施します。 発達の遅れや障がいのあるこどもの相談に対応するとともに、福祉サービスの調整及び保護者の精神的ケアに努めます。	子育て応援課
			こども家庭センター
			福祉課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
64	特別支援教育	障がいのある児童生徒の学校生活を支援します。	教育総務課
65	発達・相談支援事業	言語・発達等の相談に対応するとともに、保護者のケアに努めます。	健康センター こども 家庭センター
66	就学相談の充実	障がいのある児童生徒への多様な学びの場を提供するための相談体制を充実します。	教育総務課
67	医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等の支援体制を整備するため、市及び相談支援事業所等にコーディネーターを配置し、各種サービスの紹介や相談、関係機関との連携を担います。	福祉課
68	障がい児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において、常時介護を必要とする在宅障がい児に支給します。	福祉課

## (6) 児童虐待防止と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援

- 要保護児童対策協議会を中心として、虐待の発生の防止や早期発見、早期対応に努めます。
- ヤングケアラー等支援が必要な家庭に対して、関係機関で連携して生活実態の把握に努め、適切な支援につなげます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
69	要保護児童対策協議会の設置	要保護児童に係る関係機関との連携を深め、情報共有を図ることで適切な支援体制の確保につなげ、児童虐待の未然防止に努めます。	こども家庭センター
70	家庭等実態把握	教育・保育施設を巡回訪問することにより、虐待が危惧されるこどもや家庭等の実態等を早期に把握し、施設側との情報共有を図ります。	健康センター 子育て応援課
71	子育て短期支援事業	家庭において一時的に養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間児童の養育・保護を行います。(ショートステイ、トワイライトステイ)	こども家庭センター
72	子育て世帯訪問支援事業	特定妊婦やヤングケアラーを含む要支援家庭等を対象に支援員が訪問し、家事・育児の支援を行います。	こども家庭センター
再掲 39	【再掲】 こども家庭センターの設置	関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。	こども家庭センター

## (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

### ①こども・若者の自殺対策

○学校内における相談や支援体制を整備し、誰も自殺に追い込まれることのないよう、こども・若者への自殺対策を推進します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
73	相談や支援体制の整備	各学校に配置するスクールカウンセラー(県事業)による学校の教育相談体制の充実を図ります。 スクールソーシャルワーカー(県事業)による学校と家庭・地域・関係機関との連携、仲介、調整、支援に努めます。	教育総務課

### ②犯罪被害等の対策

○インターネットの普及や低年齢化に伴い、SNSを利用した犯罪も多様化していることから、こども・若者への情報提供やインターネットを使う上での注意点などを啓発することで、こども・若者を犯罪から守ります。

○こどもの権利擁護を推進し、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための広報・普及啓発を行います。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
74	情報教育の推進	小中学校において、情報通信の機能や仕組みを利用できる能力を身につけさせる情報教育の充実を図ります。	教育総務課
75	情報モラル教育	青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や、保護者に対する普及啓発を推進します。	生涯学習・スポーツ課
再掲 3	【再掲】 虐待防止、こどもの人権、里親制度等に関する広報・普及啓発	人権擁護委員の活動を周知するなど、相談しやすい環境整備に努めます。	市民課
		虐待防止推進月間や人権週間、里親制度を周知します。	こども家庭センター
		DV被害者の保護を図るため、各関係機関と連携を図るとともに、職員の研修への参加などを通して、支援体制の強化を図ります。	生涯学習・スポーツ課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
76	地域防犯活動の推進	住民の自主防犯活動を推進するため、ほたるいかメールや防災行政無線などを活用しての情報提供や、対象者に応じた、参加・体験・実践型の講演会を開催します。	生活環境課
77	こども110番の家の支援と普及	こども110番の家の普及を図るとともに、こどもたちへの周知を図ります。 関係機関と協力し、こども110番の家をサポートします。	生活環境課

### ㊦事故、災害から子どもを守る環境整備

○交通安全に関する教育や見守り活動、施設整備、防災教育等を通じて、地域における子ども・若者の安全の確保に努めます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
78	乳幼児事故防止の啓発	乳幼児健康診査の機会を通じて、発達段階に応じた不慮の事故防止に関するパンフレットの配布等を行い、正しい知識の普及啓発を図ります。	健康センター
79	交通安全教育と啓発	児童に対し、日常生活における交通安全に必要な基本的知識を習得させるため、交通安全教育を推進します。 チャイルドシートの適切な使用法について、講習会などにより普及啓発活動を行います。 滑川市交通安全協会においてチャイルドシートの無料貸与を行います。	生活環境課
80	交通安全施設・防犯設備等の整備	通学路におけるカーブミラー等交通安全施設を整備し、安全な交通環境の確保を図るとともに、街灯等の設置による防犯面の安全も確保します。	生活環境課
		こどもたちが公園を安心して安全に利用できるよう、毎年、定期点検を行います。その際に健全度判定(A、B、C、D)中のC・D判定で危険と判断されたものは計画的に修繕や更新を行います。	都市計画課
		各町内の要望に基づき、街灯設置補助を行います。	建設課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
81	交通事故防止対策の推進	こどもの安全に配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、交通事故防止についての広報・啓発活動に努めます。	生活環境課
82	児童の通学路等の安全確保	通学路の合同点検や、スクールガードリーダーの活用により、安全な通学路の確保に努めます。	教育総務課
83	未就学児の散歩経路等の安全確保	保育所等が日常的に散歩で移動する経路について、施設による自主点検や関係機関による合同点検を実施し、危険箇所の安全対策を行います。	子育て応援課
84	防災教育、合同訓練の実施	小中学校等で防災講座を実施し、防災知識の普及・防災意識の向上に努めます。 また、滑川市幼少年防火委員会の事業を通じて、防火思想の普及・啓発に努めます。 化学物質に関する注意喚起や情報提供を行います。	消防署
			生活環境課

#### ④非行防止と自立支援

- 啓発・指導等の教育により、こども・若者の非行防止に努めます。
- 関係機関・団体等と連携を図り、非行や犯罪に及んだこどもや若者の立ち直りを見守る社会気運の向上を図るとともに、自立支援を推進します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
85	健康教育・思春期教室	中高生や保護者、関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用などに関する啓発・指導の講演会等を開催します。	健康センター
			教育総務課
86	青少年育成滑川市民会議	関係機関・団体等との連携により、街頭啓発やキャンペーン活動の実施、消費者教育の重要性の周知などを行い、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習・スポーツ課
87	少年補導センター	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策のため、関係機関・団体との連絡調整を図ります。	生涯学習・スポーツ課

## 基本目標2 将来にわたる学びと育ちを支える

○乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者まで自分らしく社会生活を送ることができるよう、こども大綱における「ライフステージ別の重要事項」に沿って3つのライフステージを設定し、社会全体でこども・若者を切れ目なく支えます。

### (1) こどもの誕生前から幼児期までの支援

#### ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。
- 妊娠から産前・産後において、出産する母親の支援の充実と体制強化に努めます。
- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターを中心として、妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない継続的な支援の提供体制を構築します。
- 悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見につなげられるよう、乳幼児健診等を実施します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 40	【再掲】 健康教育事業	妊娠、出産等に関する正しい知識の普及や知識の習得、男性の育児参加の促進に努めます。	健康センター
再掲 41	【再掲】 妊産婦食育教室事業	栄養士による個別面談を行い、妊娠中に必要な食事内容や、授乳期の栄養についての正しい知識や技術の普及を図ります。	健康センター
88	不妊、不育症に悩む方への相談・助成事業	高度生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)による不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	健康センター
再掲 37	【再掲】 小児・周産期医療対策事業	小児・周産期医療の確保、充実及び富山医療圏との連携を図ります。	医療保健課
89	産婦健康診査	産後うつの早期発見・対応に向けて、産科医療機関で産後2週間・1か月の健診を実施します。支援が必要な方には、産後ケア事業等を紹介しします。	健康センター
90	産後ケア事業	体調不良や育児不安があり、家族から十分な支援が受けられない生後1歳未満までの乳児をもつ産婦に対して、育児支援を行います。	健康センター

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 38	【再掲】 相談支援	妊娠届出時に妊娠期～産後に向けた子育て支援プランを作成する機会を通じて、特定妊婦をはじめとした支援の必要な妊産婦を早期に把握し、継続的な関わりを行います。	健康センター
再掲 39	【再掲】 こども家庭センターの設置	関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。	子育て応援課
91	妊産婦健康診査	妊産婦の心身の健康保持のため、母子健康手帳交付時から妊娠・出産・育児までの一貫した健康管理を行います。	健康センター
再掲 42	【再掲】 乳幼児健康診査	こどもの健康が確保できるよう集団健診(1か月児健診、4か月児健診、すこやかお誕生健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)及びその機会を捉えた健康教育・相談・育児支援事業を実施します。	健康センター
92	新生児等聴覚検査費用助成事業	聴覚障がい等の早期発見・早期療育につなげるため、分娩医療機関にて行われる新生児等聴覚検査(初回検査)にかかる費用の一部を助成します。	健康センター

## ②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- 乳幼児が安心して保育を受けられる環境を維持するため、保育施設の整備や保育士の資質の向上、提供体制の確保など、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などでの支援の充実に取り組みます。
- 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。
- 学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続に努めます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
93	施設整備費・運営充実費の助成	教育・保育施設の改築や大規模修繕、環境改善、機能強化や園庭への遊具設置などに係る経費の一部を助成し、教育・保育環境の充実を図ります。 教育・保育施設の運営費対象外経費を助成し、教育・保育サービスの充実・振興を支援します。	子育て応援課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
94	公立保育所等の環境改善	<p>こどもが過ごしやすい環境整備に向け、公立保育所及び子育て支援センターにおいて、施設の老朽化対策など必要に応じた改修、整備を計画的に実施します。</p> <p>また、公立保育所、私立保育所において、遊具の更新を行います。</p>	子育て応援課
95	保育士等の資質の向上	<p>幼稚園教諭や保育士の資質向上を図り、子育ての手法や情報の提供などを支援するため、各種研修会や勉強会等への参加を奨励します。</p>	子育て応援課
96	指導監査等の実施	<p>施設の適正な運営を確保するため指導監査を実施し、運営全般について必要な助言指導を行います。</p>	子育て応援課
97	幼児教育・保育の提供体制の確保と充実	<p>多様な働き方やニーズに合わせて、保護者が教育・保育サービスを選択できるよう提供体制の確保を図ります。</p> <p>保育所等による医療的ケア児の受け入れ体制を確保します。</p> <p>保育士の処遇改善による保育士の確保、保育周辺業務を行う保育支援者の配置支援等、保育業務システム導入などの ICT 化支援により、保育の質の向上を図ります。</p>	子育て応援課
98	幼保小連携推進と強化	<p>幼保小に係る関係機関職員の合同研修会や相互参観を行い、職員の資質向上と連携強化を図ります。</p> <p>小学校への接続を支援するため個別の教育支援計画を作成します。</p> <p>市内の教育・保育施設等と連携を強化するため、定期的に協議会を開催します。</p>	子育て応援課

## (2) 学童期・思春期の支援

### ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の推進等

- 統合型校務支援システムの導入、部活動の地域展開等により、教職員の負担軽減を推進し、本来求められる役割に徹することができるように努めます。
- 学校等におけるインクルーシブ教育システムを推進し、学校教育の充実を図ります。
- コミュニティ・スクールや部活動の地域展開、地域クラブ活動の移行により、学校と地域の協働・連携を進めます。
- 健康的な生活を維持するため、こどもの体力づくりや地元食材を活用した食育を推進します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
99	統合型校務支援システムの導入	教職員の出退勤管理や、児童生徒の情報や校務の一元管理ができる統合型校務支援システムを導入します。	教育総務課
100	部活動の地域展開	「地域のこどもたちを地域で育てる」という考え方にに基づき、学校と地域が連携し、地域が主体となって、こどもたちが将来にわたって多様なスポーツ・文化芸術活動を継続できる環境づくりを進めます。	教育総務課 生涯学習・スポーツ課
再掲 57	【再掲】 学校卒業までの切れ目ない支援	特別な教育的支援が必要なこどもについて、幼児期から学校卒業までの長期的かつ一貫した視点による支援を行うため、個別の教育支援計画を作成します。	教育総務課 こども家庭センター
101	特別支援教育推進事業	各学校にスタディ・メイトを配置し、個別の教育支援計画作成を行える教育ソフトを導入します。	教育総務課
102	学校運営協議会設置事業	全小中学校を、学校運営協議会を設置した学校「コミュニティ・スクール」とし、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映して、地域とともにある学校づくりを進めていきます。	教育総務課
再掲 75	【再掲】 情報モラル教育	青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や、保護者に対する普及啓発を推進します。	生涯学習・スポーツ課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 27	【再掲】 なめりかわ未来学校	なめりかわ未来学校において、国際交流を推進するなどし、こどもたちがこのまちに住んでよかったと思える未来を描き、課題解決の力を高め、未来へとどのように進んでいくのかを考える場を提供していきます。	生涯学習・ スポーツ課
再掲 7	【再掲】 幼児期やジュニア世代のスポーツ活動の推進	心身の健全育成に大きく寄与する幼児期やジュニア世代のスポーツ活動を推奨するため、指導者の育成、運動教室の開催などを行います。 また、全国大会等の出場者への激励費の支給や市内体育施設の利用料免除、スポーツ団体への補助などにより、こどものスポーツ活動を支援します。	生涯学習・ スポーツ課
再掲 85	【再掲】 健康教育・思春期教室	中高生や保護者、関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用などに関する啓発・指導の講演会等を開催します。	健康センター 教育総務課
103	こどもの体力向上推進事業	こどもの体力向上について、市内認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校と連携し、継続的な視点での取組を支援します。	生涯学習・ スポーツ課
104	学齢期からの食育教室・相談事業	小学校における食育講座・食育クラブ、中高生の食育講座、若者世代の食育講座等において、食の選択の自由や自立が始まる時期に、食についての正しい情報を広く提供し、正しい食選力や調理能力の定着を図ります。	健康センター 生涯学習・ スポーツ課
再掲 13	【再掲】 魚食教育の推進	魚食や海洋深層水への理解や関心を深めるために、小学生の親子を対象に魚や海洋深層水、地元食材を活用した調理実習や講義を実施します。	水産観光課

## ②居場所づくり

○すべてのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、居場所づくりや居場所づくりへの支援に取り組みます。

○すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室、放課後児童クラブの充実に努めます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
105	滑川市こどもの居場所づくり支援補助金	不登校など様々な困難を抱えるこどもが、学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、「居場所の開設」や「特色ある取組」を行う事業者に対して助成を行います。	子育て応援課
再掲 5	【再掲】 放課後子ども教室の充実	放課後等にすべての児童を対象として、地域住民の参画のもと、学習や体験・交流活動を行う放課後子ども教室の充実に図り、こどもたちが地域社会の中で、こころ豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	子育て応援課
106	こどもの居場所づくり	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を推進し、事業内容の充実に図ります。 また、支援員の確保や育成等に注力するとともに、施設の環境改善に努めます。	子育て応援課
107	放課後子どもプランの推進	小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するとともに、「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室を推進し、充実に図ります。	子育て応援課
108	とやまっ子さんさん広場	地域の力を生かした子育ての新たな支え合いを推進するため、多様な形で取り組む自主的なこどもの居場所づくりを進める地域住民やボランティア・NPO活動を行う組織・団体等に対して、補助金を交付します。	子育て応援課
再掲 48	【再掲】 放課後児童クラブ利用料減免	児童扶養手当の受給者等に対して、放課後児童クラブの利用料を軽減します。	子育て応援課
再掲 24	【再掲】 中学生、高校生等の居場所づくり	公共施設における学習スペース設置など中学生や高校生が気軽に利用できる環境を整えます。	各課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 32	【再掲】 児童生徒への学習 支援	経済的理由などで学習塾に通うことが難しい世帯や不登校気味、日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒等に対し、オンラインでの学習支援や進路相談等を実施します。(オンラインなめりかわ塾)	教育総務課

### ③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- 医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。
- 子ども・若者が心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、適切な相談支援等を進めます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
109	小児医療体制の充実と連携強化	身近な場所で必要な医療サービスを受けられるよう、病院運営への補助等、医療体制の維持に努めます。	医療保健課
再掲 67	【再掲】 医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等の支援体制を整備するため、市及び相談支援事業所等にコーディネーターを配置し、各種サービスの紹介や相談や関係機関との連携を担います。	福祉課
再掲 73	【再掲】 相談や支援体制の整備	各学校に配置するスクールカウンセラー(県事業)による学校の教育相談体制の充実を図ります。 スクールソーシャルワーカー(県事業)による学校と家庭・地域・関係機関との連携、仲介、調整、支援に努めます。	教育総務課

#### ④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、消費者教育の重要性を周知します。
- こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供を行います。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 86	【再掲】 青少年育成滑川市民会議	関係機関・団体等との連携により、街頭啓発やキャンペーン活動の実施、消費者教育の重要性の周知などを行い、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習・スポーツ課
再掲 27	【再掲】 なめりかわ未来学校	なめりかわ未来学校において、国際交流を推進するなどし、こどもたちがこのまちに住んでよかったと思える未来を描き、課題解決の力を高め、未来へとどのように進んでいくのかを考える場を提供していきます。	生涯学習・スポーツ課
再掲 10	【再掲】 14才の挑戦	中学2年生を対象に、一週間学校を離れて地域の中で体験活動を行うことにより、自分の可能性や生きる力を見出します。	教育総務課

#### ⑤いじめ・不登校・高校中退に関するこどもへの支援

- いじめや不登校について、関係機関との情報共有・連携強化を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行います。
- 不登校は、本人・家庭・学校に関連する様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、一人ひとりの状況に寄り添い、支援を行います。
- 若者サポートステーションと連携を図り、職についていない若者の就労支援に努めます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
110	いじめ防止対策推進委員会 生徒指導連絡協議会	全小中学校の生徒指導主事がいじめや不登校等の情報共有と防止の手立てについて検討し、いじめの状況、重大事案、好事例等の情報共有を行います。	教育総務課
111	教育支援センター 及び校内教育支援センターの設置	不登校児童生徒やその傾向のある児童生徒を対象に、学校生活への復帰を目指し、集団生活への適応力の回復及び育成と学習機会の確保を図ります。	教育総務課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 32	<b>【再掲】</b> 児童生徒への学習支援	経済的理由などで学習塾に通うことが難しい世帯や不登校気味、日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒等に対し、オンラインでの学習支援や進路相談等を実施します。(オンラインなめりかわ塾)	教育総務課
再掲 73	<b>【再掲】</b> 相談や支援体制の整備	各学校に配置するスクールカウンセラー(県事業)による学校の教育相談体制の充実を図ります。 スクールソーシャルワーカー(県事業)による学校と家庭・地域・関係機関との連携、仲介、調整、支援に努めます。	教育総務課
112	地域若者サポートステーション事業	職についていない若者の就業に向けて、地域若者サポートステーションと連携を図ります。	商工企画課

### (3) 青年期の支援

#### ① 高等教育の修学・就労に関する取組

○若者が地元で活躍できるよう、就学支援や就労支援を行うとともに、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 46	【再掲】 滑川市奨学資金制度	成績優秀であるが資金の支弁困難な事由によって修学の困難な者に対し、寄附金を原資とする奨学事業基金を財源として、予算の範囲内において奨学資金を給与・貸与します。	教育総務課
113	滑川市インターンシップ受入促進事業 滑川市採用動画制作支援事業	就労機会の創出と地元企業への就職促進のためにインターンシップを実施したり、採用動画を制作する市内企業の経費に対し助成し、就職希望者が企業の仕事内容や職場環境を知ること、早期離職を防止します。	商工企画課
再掲 112	【再掲】 地域若者サポートステーション事業	職についていない若者の就業に向けて、地域若者サポートステーションと連携を図ります。	商工企画課
114	SDGs推進事業	地域で提供できる仕事の選択肢拡充や、新規分野における人材不足の解消、中心市街地の再生、空き家の解消等の地域課題についてSDGsとデジタル技術を活用して同時解決を目指し、自然環境に恵まれ、経済的にも社会的にも充足したまちを目指します。	DX推進課 各課

#### ② 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

○結婚を希望する若者が、希望を叶えられるよう、出会いの機会・場を創出するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
115	結婚に伴う新生活に係る初期費用への支援	夫婦として生活をスタートする世帯を対象に、結婚に伴う新生活の費用を支援します。	企画政策課
116	婚活支援事業費	市の人口減少対策の一環としてセミナーを含む婚活イベントを開催するとともに、婚活イベントを開催する団体に対する補助を行います。	企画政策課

### ③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

○専門機関・関係機関との連携のもと、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援を行います。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
117	ひきこもり等に対する相談支援	ひきこもり、不登校等の課題を持つ子どもとその家庭を支援するため、専門機関と連携を図ります。	こども家庭センター
再掲 39	【再掲】 こども家庭センターの設置	関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。	こども家庭センター

## 基本目標3 子育てをともに支える地域をつくる

○子育て当事者が、どのような状況下においてもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができるよう、こども大綱における「子育て当事者への支援に関する重要事項」に沿って4つの項目を設定し、子育て当事者への支援の充実を図ります。

### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○家庭やこどもの状況に応じて必要な手当の支給や医療費の助成を行い、子育て家庭への経済的な負担感の軽減に取り組みます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
118	妊婦のための支援 給付交付金事業	妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等を経済的に支援します。	こども 家庭センター
再掲 47	【再掲】 保育料等の負担軽減	国による幼児教育・保育の無償化と併せて、0歳児からの第1子保育料半額、第2子以降保育料無償を市が独自に実施し、負担を軽減します。	子育て応援課
119	児童手当の支給	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため、児童手当を支給します。	子育て応援課
120	妊産婦・こども医療費の助成	罹病した妊産婦とこどもの医療費の負担を軽減するため、医療給付を行い、医療費の本人負担分を支援します。	子育て応援課
121	こどものインフルエンザ接種費用の助成	任意接種であるこどものインフルエンザ予防接種に要した費用の一部を助成することで、こどもの健康の保持増進に寄与するとともに、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。	子育て応援課
122	とみいくデジタルポイント	子育て家庭の身体的・経済的負担軽減を図るため、一時保育や予防接種等に利用できる3万円分のデジタルポイントを付与します。	子育て応援課
123	新生児紙おむつ購入券支給事業	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、新生児の紙おむつの購入費用の一部を助成します。	健康センター
再掲 60	【再掲】 養育医療給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費の一部を公費により負担します。	子育て応援課
再掲 51	【再掲】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付を行い、医療費の本人負担分を支援します。	子育て応援課

## (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。
- 従来の相談支援に加え、相談につなぐ機会の場の充実やアプリを活用した充実した情報提供等により、切れ目のない支援を行います。
- 保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
124	子育てサークル等の支援	子育てサークルなどの活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進します。	子育て応援課
125	育児講座の充実	地域の子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルへの支援活動等を行います。 乳幼児を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に交流できる場、子育て相談に応じる場を提供します。	子育て応援課
126	健康に関する地域団体と行う親とこどもの健康づくり	地域ぐるみの支援を推進するため、母子保健推進員が、育児不安の解消を目的とした訪問や親子のふれあいを支援する絵本の読みきかせなどを行います。	健康センター
127	子育て地域ボランティア活動の支援	子育てを支援するボランティアを養成するとともに、地域住民の各種ボランティア活動を支援します。	福祉課
128	民生委員・児童委員による活動の充実	民生委員・児童委員・主任児童委員によるこどもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。	福祉課
129	訪問指導事業伴走型相談支援	妊産婦訪問、新生児訪問、未熟児訪問、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問などの訪問活動を通じて、親子の心身の状況や養育環境などの把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	健康センター こども家庭センター
130	相談指導事業	各種相談会や所内での相談を通じて、こどもの健やかな発達の促進、両親の育児不安・ストレスの軽減を図ります。	健康センター

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 65	【再掲】 発達・相談支援事業	言語・発達等の相談に対応するとともに、保護者のケアに努めます。	健康センター こども 家庭センター
再掲 44	【再掲】 子育て支援サイト やアプリを利用し た情報発信	こども・子育てに関する支援やイベント等の最新情報をわかりやすく提供する「子育て応援サイト」とアプリの周知に努めるとともに、情報の充実を図ります。	子育て応援課
131	利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や発育等に関する様々な相談に対応し、専門的な見地から支援に関する情報提供とマッチングを実施します。	こども 家庭センター
132	子育て支援講演会、 研修会等開催事業	講演会、研修会などにより、子育てに関する学習機会の提供に努め、地域における子育て支援の輪を広げます。	子育て応援課
133	子ども家庭支援員 の配置	こどもの発達、虐待、ひとり親家庭の自立支援等の専門知識を持つ子ども家庭支援員が、関係機関との連携を図りながら、こどもとその家庭への相談支援を行います。	こども 家庭センター
134	児童福祉司任用資格 を持つ保育士の 配置	市内の子育て支援施設に児童福祉司任用資格を持つ保育士を配置し、相談支援体制を強化します。	こども 家庭センター
135	ファミリー・サポー ト・センター事業の 推進	児童の預かりなどの援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。	子育て応援課
136	私立保育所等特別 保育事業	通常の保育に加えて、保育士や看護師を雇用して、特別保育事業を実施している私立保育所等に対し助成します。	子育て応援課
再掲 16	【再掲】 乳幼児食育教室事 業	離乳食指導、食育むし歯予防教室、食育にここ教室、キッズ料理教室、子育て世代の食育講座等において、こどもの成長や発達に合った離乳への支援、食への興味や関心を高め、健康的な食習慣の基礎づくりを図ります。	健康センター

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 17	【再掲】 食育相談指導事業	1歳6か月児健診栄養相談、3歳児健診栄養相談、すこやか子育て相談会、すこやか食育教室等において、多様化する乳幼児期の食に関する悩みについて、個々のこどもの成長や発達に合った食育相談を実施し、乳幼児期の健康増進の支援に努めます。	健康センター
137	家庭教育推進事業 (親学び講座)の充実	小中学校等において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図ります。	生涯学習・ スポーツ課

### (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○子育て支援の充実や企業への働きかけにより、出産後も働き続けたいと考えている女性など、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援します。

○夫婦がともに子育てに取り組むことができるよう、父親の積極的な家事・育児への参画を促進します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 40	【再掲】 健康教育事業	妊娠、出産等に関する正しい知識の普及や知識の習得、男性の育児参加の促進に努めます。	健康センター
138	男性の家事・育児への参加推進	男性が家庭生活に前向きに参画できるよう、男女共同参画推進員による活動や男女共同参画公開講座の実施など啓発活動の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課
		父親が参加しやすい育児講座や子育て教室、イベントなどを開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	子育て応援課
再掲 53	【再掲】 滑川市すくすく子育て支援企業等顕彰事業	出産・育児・介護に関する支援に積極的に取り組む企業を顕彰することにより、仕事と両立して働くことができる環境づくりを促進します。	商工企画課
139	働き方の見直し推進（働き方改革推進）	「ワーク・ライフ・バランス」について周知を図り、仕事と子育てが両立できる職場環境の推進に努めます。	商工企画課
140	多様な勤務形態の普及・促進活動	短時間勤務制度やフレックスタイム制、在宅勤務制度など子育てを行う者が柔軟に働けるように制度の普及に努めます。	商工企画課
		市広報やホームページ、男女共同参画公開講座等を通じて、「ワーク・ライフ・バランス」について周知啓発に努めます。	生涯学習・スポーツ課
141	延長保育・休日保育の充実	通常の利用時間を超える保育や、日曜・祝日の保育を提供し、多様な就労形態や利用希望に応える保育環境を整えます。 また、22 時までの夜間保育について、需要の動向をみながら必要性を検討します。	子育て応援課

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 5	<b>【再掲】</b> 放課後子ども教室 の充実	放課後等にすべての児童を対象として、地域住民の参画のもと、学習や体験・交流活動を行う放課後子ども教室の充実を図り、こどもたちが地域社会の中で、こころ豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	子育て応援課
142	事業所内乳幼児施設等の設置促進	福利厚生制度の一環として事業所内保育施設を設置する事業主に助成し、設置の促進に努めます。	商工企画課

## (4) ひとり親家庭への支援

○経済的支援や就労支援等により、ひとり親家庭の自立を支援します。

○個々の家庭の状況や課題を把握し、当事者に寄り添った適切な支援につなげます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 45	【再掲】 経済的困難を抱える 家庭への支援	問題の深刻化を未然に防ぐため、初期段階から 相談しやすい環境や体制を整備し、予防的支援 や早期発見に取り組みます。 安定し、自立した生活につなげるため、保護者の 就職や転職に関する情報提供等、就労支援・相 談支援を行います。 経済的課題を抱えたひとり親家庭等に対して、 大学等の受験料や模擬試験受験料を補助し、こ どもの進学に向けたチャレンジを後押しします。	子育て応援課  こども 家庭センター
再掲 54	【再掲】 生活困窮者自立支 援事業の充実	保護者の相談に対応し、関係機関と連携を取り ながら、就労先の確保や就労定着の支援を行 います。	福祉課
再掲 55	【再掲】 ひとり親家庭の親 への就労支援	関係機関との連携を図り、就業相談、就業情報 の提供等の就業支援を推進します。	子育て応援課
再掲 50	【再掲】 児童扶養手当の支 給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与 し、こどもの福祉の増進を図るため、児童扶養手 当を支給します。	子育て応援課
再掲 51	【再掲】 ひとり親家庭等医 療費の助成	ひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、 医療給付を行い、医療費の本人負担分を支援し ます。	子育て応援課
再掲 52	【再掲】 母子寡婦福祉資金 の貸付	母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済 的自立の助成と児童の福祉を推進します。	子育て応援課
再掲 129	【再掲】 訪問指導事業伴走 型相談支援	妊産婦訪問、新生児訪問、未熟児訪問、乳児家 庭全戸訪問、養育支援訪問などの訪問活動を通 じて、親子の心身の状況や養育環境などの把 握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては 適切なサービス提供につなげます。	健康センター  こども 家庭センター

## 2 重点取組に基づく具体的施策

○本市のこども・若者を取り巻く主な課題に対応するために設定した5つの重点取組に基づき、以下の具体的事業を展開します。

課題1 こども・若者を主体とする気運の醸成が必要です。

### 重点取組1 条例の周知・啓発

○本市で暮らすすべての住民が、こども・若者を権利の主体として理解できるよう、本計画と同時期に制定した「滑川市こども・子育て基本条例」と連動し、子育て応援課を中心に全庁一体となって条例の周知・啓発に取り組みます。(具体的な施策は令和8年度に設定)

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 1	【再掲】 こどもと子育てに関する施策の基本理念についての条例の周知	「滑川市こども・子育て基本条例」の内容の周知を図るとともに、制定した条例に基づき、対象となるこどもの意見を聴取します。	子育て応援課
再掲 2	【再掲】 こども計画の周知	こども施策についての方向性をまとめた「滑川市こども計画」の内容の周知を図ります。	子育て応援課

### 重点取組2 こども・若者への意見聴取の実施

○こども・若者の意見が、こども・若者に関連する施策に反映されるよう、年齢や発達段階に配慮しながら、関係課が連携して、様々な機会や方法により意見聴取を行い、こども・若者の声を大切に受け止めます。(具体的な施策は令和8年度に設定)

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 1	【再掲】 こどもと子育てに関する施策の基本理念についての条例の周知	「滑川市こども・子育て基本条例」の内容の周知を図るとともに、制定した条例に基づき、対象となるこどもの意見を聴取します。	子育て応援課

課題2 妊娠期から出産、こどもから若者まで、切れ目のない支援が必要です。

### 重点取組3 こども家庭センターの「つなぎ役」としての機能強化

○こどもや家庭が抱える様々な困りごとに対し、こども家庭センターが身近な相談窓口として早期に関わり、関係機関等と連携しながら、適切な支援につなぐ「つなぎ役」としての機能を強化します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 39	【再掲】 こども家庭センターの設置	関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。	こども 家庭センター

課題3 困難な状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

### 重点取組4 こども・若者が安心できる居場所づくり

○こども・若者が年齢や立場にかかわらず、安心して過ごし、自分らしくいられる居場所を確保できるよう、関係課や地域と連携しながら、こども・若者の意見を取り入れた多様な形態の居場所づくりを進めます。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 105	【再掲】 滑川市こどもの居場所づくり支援補助金	不登校など様々な困難を抱えるこどもが、学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、「居場所の開設」や「特色ある取り組み」を行う事業者に対して助成を行います。	子育て応援課
再掲 24	【再掲】 中学生、高校生等の居場所づくり	公共施設における学習スペース設置など中学生や高校生が気軽に利用できる環境を整えます。	各課
再掲 32	【再掲】 児童生徒への学習支援	経済的理由などで学習塾に通うことが難しい世帯や不登校気味、日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒等に対し、オンラインでの学習支援や進路相談等を実施します。(オンラインなめりかわ塾)	教育総務課

課題4 こども・若者の成長と挑戦を応援する、より一層の地域づくりが必要です。

## 重点取組5 こどもの挑戦・活躍の場づくり

○こども・若者が自らの興味や関心に応じて様々なことに挑戦し、地域の中で力を発揮できるよう、関係課や地域と連携しながら、挑戦・活躍の場を創出します。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課
再掲 5	【再掲】 放課後子ども教室 の充実	放課後等にすべての児童を対象として、地域住民の参画のもと、学習や体験・交流活動を行う放課後子ども教室の充実を図り、こどもたちが地域社会の中で、こころ豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	子育て応援課
再掲 27	【再掲】 なめりかわ未来学 校	なめりかわ未来学校において、国際交流を推進するなどし、こどもたちがこのまちに住んでよかったと思える未来を描き、課題解決の力を高め、未来へとどのように進んでいくのかを考える場を提供していきます。	生涯学習・ スポーツ課



## 第5章

# 教育・保育の量の見込みと確保方策 (子ども・子育て支援事業計画)



# 1 こども人口の推計

子ども・子育て支援法に基づき、計画期間の各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について定めます。

量の見込みを設定するため、住民基本台帳をもとに基礎となる将来のこども人口の推計を行いました。

## 【小学校就学前児童】

(人)

年齢	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	220	201	210	204	196	202	200
1歳	255	238	233	227	218	224	222
2歳	221	259	244	237	229	235	232
3歳	257	226	252	244	236	242	240
4歳	265	259	260	252	243	250	248
5歳	268	260	261	264	257	248	254
計	1,486	1,443	1,460	1,428	1,379	1,401	1,396

## 【小学生児童】

(人)

年齢	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6歳	275	270	271	274	267	257	264
7歳	280	274	265	268	260	251	258
8歳	288	284	269	273	265	256	262
9歳	251	287	256	259	252	243	250
10歳	287	251	265	255	258	251	242
11歳	235	288	280	270	273	265	256
計	1,616	1,654	1,606	1,599	1,575	1,523	1,532

・推計に使用する実績人口データは住民基本台帳（令和3・4・5・6年の4月1日時点）としました。

・人口推計の方法はコーホート変化率法※を用いました。

※コーホート変化率法…各コーホート（同じ年または期間に生まれた人々の集団）について、過去の実績人口の動態から変化率を求めて推計する方法

## 2 教育・保育提供区域の設定

### (1) 教育・保育提供区域の定義

#### ①法律上の定義

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

#### ②国の基本方針

- 小学校単位、中学校単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが容易に移動することが可能な区域
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて区分または事業ごとに設定することが可能

### (2) 滑川市の教育・保育提供区域の考え方

本市における今後の将来推計人口や地域特性、教育・保育施設の整備状況や利用状況などを総合的に勘案した結果、第2期計画と同様に市全域の1区域を教育・保育提供区域として定めることとし、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。

なお、地域子ども・子育て支援事業は、基本的に教育・保育提供区域と共通の1区域の設定となりますが、放課後児童健全育成事業については、現在の実施状況及び利用状況を踏まえ、第2期計画と同様に小学校区の7区域を設定します。

## 3 教育・保育の量の見込みと提供体制

### (1) 教育・保育の量の見込み設定の考え方

教育・保育の現在の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情などを考慮し、認定区分ごとに量の見込みを設定しました。

### (2) 教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期

教育については、現在の幼稚園の受入可能数と認定こども園の1号定員数を確保方策として設定します。

保育については、現在の保育所及び認定こども園の2・3号定員をもとに、利用実績や利用希望等を考慮したものを確保方策として設定します。

また、0歳児～2歳児の保育ニーズが年々高まっていることから、3号については企業主導型保育施設の地域枠も確保方策に含めます。

保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟にこどもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。

さらに、特別な支援が必要なこどもが円滑に教育・保育を利用できるよう、地域における特別な支援が必要なこどもの人数等の状況並びに教育・保育施設における特別な支援が必要なこどもの受入れについて可能な限り把握し、教育・保育の提供体制の確保に努めます。

本市においては、令和5年度から第1子の保育料を半額としました。乳幼児期から教育・保育事業を利用しやすい環境が整ったものの、平成28年度から国に先行して第2子以降の保育料無償化を実施していることで、3歳以上のこどものほとんどが教育・保育事業を利用しています。従って、確保方策に与える影響は少ないものと見込んでいますが、保護者のニーズの変化を注視し利用希望に沿った提供体制の確保に努めます。

■目標事業量

(人)

			① 量の見込	② 確保方策		② - ①
				特定教育・保育施設	企業主導型保育施設の地域枠	
令和7年度	1号		56	96		25
	2号	教育ニーズ	15			
		保育ニーズ	738	738	0	
	3号	0歳	141	138	4	1
		1歳	203	200	4	1
		2歳	214	210	4	0
令和8年度	1号		55	96		26
	2号	教育ニーズ	15			
		保育ニーズ	733	738	5	
	3号	0歳	139	138	4	3
		1歳	200	200	4	4
		2歳	209	210	4	5
令和9年度	1号		53	96		28
	2号	教育ニーズ	15			
		保育ニーズ	710	738	28	
	3号	0歳	133	138	4	9
		1歳	192	200	4	12
		2歳	202	210	4	12
令和10年度	1号		53	96		28
	2号	教育ニーズ	15			
		保育ニーズ	714	738	24	
	3号	0歳	137	138	4	5
		1歳	197	200	4	7
		2歳	207	210	4	7
令和11年度	1号		53	96		28
	2号	教育ニーズ	15			
		保育ニーズ	716	738	22	
	3号	0歳	136	138	4	6
		1歳	195	200	4	9
		2歳	204	210	4	10

※確保方策の内容は以下のとおりになります。

- ・ 1号認定 …幼稚園及び認定こども園
- ・ 2号認定（教育ニーズ） …幼稚園（預かり保育）及び認定こども園
- ・ 2号認定（保育ニーズ） …保育所及び認定こども園
- ・ 3号認定 …保育所、認定こども園及び企業主導型保育施設の地域枠（地域型保育については現在、市内にはありません。）

### (3) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に施設的な整備や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、こどもの育ちの観点を大切に考え、こどもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な提供と推進を図ります。

#### ① 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその状況変化によらず、柔軟にこどもを受入れ、教育・保育の一体的な提供ができる施設であることから、本市では、認定こども園への移行に対して必要な支援を行い、その普及に取り組んできました。これまで6か所の認定こども園の整備が進み、現在、そのニーズと市民への認知は高まっています。

今後も地域の実情や施設の整備状況、事業者の意向等を踏まえながら必要な支援を行います。

#### ② 質の高い教育・保育の提供

教育及び保育内容の充実と良質な施設環境の整備に努めるとともに、各種研修の受講や保育教諭確保のための保育士資格または幼稚園教諭免許状の取得を推進し、職員の資質向上を図ります。

幼児期の教育・保育と小学校教育について互いの役割や指導方法など相互理解を深め、その連携強化や円滑な接続、職員の資質向上を図るため、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭と小学校教諭の合同研修会を開催します。

#### ③ 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携・円滑な接続の推進

幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校の相互参観や合同学習、合同行事などを通じて連携を強化し、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

特別な支援が必要なこどもに対しては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が求められているところであり、関係機関や保護者との連携・情報共有のあり方について検討し、乳幼児期から学校卒業までの長期的かつ一貫した視点による支援体制の構築を目指します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み設定の考え方

地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、児童数の推移、事業実施施設の配置状況及び地域の実情などを考慮し、量の見込みを設定しました。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容・実施時期

令和4年児童福祉法改正、令和6年子ども・子育て支援法改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業が増えたことから、今後の量の見込みに変化が生じることも考えられるため、保護者のニーズの変化を注視し、利用希望に沿った提供体制の確保に努めていきます。

#### ①利用者支援事業

##### 【こども家庭センター型】

こどもや保護者、妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようなサポートする事業で、身近な場所で情報提供や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

##### ◇現在の実施状況

令和6年4月、「こども家庭センター」を設置しました。これまでの子育て支援施策を継続しつつ、専門性を生かしながら市民健康センターをはじめとする関係機関と日常的に情報連携することにより、こども家庭センターの多職種の職員による継続的な支援に取り組んでいます。

##### ◇今後の方向性・目標事業量

今後も、こども家庭センターと市民健康センターが中心となって、それぞれの成長の過程における切れ目のない子育て支援をさらに推進していきます。

#### ■目標事業量

(か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
② 確保方策		2	2	2	2	2
② - ①		2	2	2	2	2

## 【地域子育て相談機関】

地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる相談機関として整備するよう努めることとされており、必要に応じ、こども家庭センターと連携調整を行うものです。地域の実情に応じて中学校区を基準とした整備の目安が示されています。

### ◇現在の実施状況

地域子育て相談機関については、市内に対象施設はありません。

### ◇今後の方向性・目標事業量

計画期間中に、複数の中学校区を統合した区域設定で、市内1か所を目標として整備に努めます。

#### ■目標事業量

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1
② - ①	0	0	0	0	0

## 【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

### ◇今後の方向性・目標事業量

市民健康センターが中心となって、妊婦等に対して面談等の措置を実施し、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を推進していきます。

#### ■目標事業量

(件/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込	妊娠届出数	208	202	194	200	198
	1組あたり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数*	624	606	582	600	594
② 確保方策	実施体制： こども家庭センター	0	0	0	0	0
	実施体制：保健師 実施機関： 市民健康センター	624	606	582	600	594
② - ①		0	0	0	0	0

※2回目は妊娠7～8か月にアンケートを取り、希望者と面談を実施する。(全員希望したとして見込設定)

## ②地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを行います。

### ◇現在の実施状況

市内では、滑川市子育て支援センターと中加積保育園の2か所で事業を実施しています。

滑川市子育て支援センターはあずま保育所に併設されており、週5日、9時から15時30分まで開設しています。また、月に2回、土曜日の午前中も開設しています。

中加積保育園では子育て支援室を「ちびっ子広場」として開放し、週5日、9時から16時まで開設しています。

いずれも基本事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等を実施しています。

令和5年度の利用者実績は、滑川市子育て支援センターで年間5,907人、中加積保育園で年間252人となっています。(人数についてはこども・保護者の延べ利用者数)

### ◇今後の方向性・目標事業量

今後も、既設の2か所の子育て支援拠点を中心に、保育所、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設や児童館、子ども図書館などの子育て支援関連施設とも連携を図り、地域ぐるみの子育て支援の環境をつくっていくことを目指します。

#### ■目標事業量

(人回/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		5,651	5,493	5,285	5,437	5,381
② 確保方策	2か所	9,090	9,090	9,090	9,090	9,090
② - ①		3,439	3,597	3,805	3,653	3,709

## ③妊婦健康診査

妊婦の健康保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を行います。

### ◇現在の実施状況

本市では、母子健康手帳交付時から妊娠・出産・育児に関する支援を行っています。妊娠届出時には、妊娠・出産に関する正しい情報提供やアンケートを実施し、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握するとともに、妊婦一般健康診査14回、妊婦精密健康診査1回、産婦健康診査2回、妊婦歯科健診1回の公費負担を行い、疾病の早期発見や適切な治療・保健指導につなげています。また、県外の医療機関において受診した場合は、償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減に努めています。

### ◇今後の方向性・目標事業量

今後も母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票等を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理がなされるよう、妊娠届出時などの機会を通じた育児支援情報の提供や産科医療機関などと連携し、早期の妊娠届出の推奨や妊婦健診受診が極端に少ない妊婦の把握、気がかりな妊婦への早期からの支援に努めます。

#### ■目標事業量

(人・人回/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込	受診票配布人数	208	202	194	200	198
	①延べ健診回数	2,416	2,347	2,255	2,324	2,301
② 確保 方策	実施場所： 市内医療機関、 市内助産所 実施体制： 上記との委託契約	2,416	2,347	2,255	2,324	2,301
② - ①		0	0	0	0	0

※今後の妊娠届出数の変化に基づいて交付していく予定。

## ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

### ◇現在の実施状況

本市では、母子保健法に基づく新生児訪問や未熟児訪問などの訪問事業や周産期ネットワーク事業などと連携し、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。妊娠・出産を通じて継続支援が必要な家庭及び第1子家庭へは保健師、助産師が訪問し、エジンバラ産後うつ病質問票などを活用した産後のメンタルヘルスなど専門的な支援に努めています。

また、地域ぐるみの支援を推進するため母子保健推進員による訪問も実施しています。

### ◇今後の方向性・目標事業量

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭の養育環境の把握に努め、産後うつ病などの早期発見や育児不安など支援が必要な家庭には、地域の子育て支援拠点等の親子同士の交流や相談の場の情報提供を行い、家庭の孤立化予防に努めます。

また、社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を地域ぐるみで支えていく地域づくりを目指し、母子保健推進員をはじめとした地域の資源との連携を図ります。

■目標事業量

(件/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		210	204	196	202	200
② 確保方策	実施体制： 保健師、助産師、 母子保健推進員 実施機関： 市民健康センター	210	204	196	202	200
② - ①		0	0	0	0	0

※今後の出生数の変化に基づいて、全戸を対象に実施していく予定。

⑤産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うものです。

◇現在の実施状況

生後1年未満の乳児を持つ母親が、心身の休養をとりながら、授乳指導・育児相談などについて、「訪問ケア」「デイケア」「宿泊ケア」の中から状況に応じたケアを受けることができます。

◇今後の方向性・目標事業量

安心してお子さんとの生活をスタートできるように、母乳のこと、赤ちゃんのお世話や母親の体調など様々な不安や悩みを解消するような支援となるよう努めます。

■目標事業量

(人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		114	116	118	118	118
② 確保方策	実施体制：助産師 実施機関： 市民健康センター (医療機関、助産院)	118	118	118	118	118
② - ①		4	2	0	0	0

## ⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保します。

### ◇現在の実施状況

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの母子保健事業、保育所や幼稚園、学校、医療機関等の関係機関との連携体制に基づく情報提供及び連絡などにより、特定妊婦、要保護児童、要支援児童の家庭の早期把握に努めています。その上で、滑川市要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関が情報を共有・連携して、家庭や児童への支援等に努めています。

また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については、その必要性を判断し、保健師などによる具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸課題の解決、軽減を図っています。

### ◇今後の方向性・目標事業量

今後も、家庭・児童への適切な支援が引き続き行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し、連携して対応していきます。

また、適切な養育を行うことができるよう、乳幼児健診などの母子保健事業や保育所、幼稚園、学校、医療機関等と連携し、妊娠期からの早期・継続支援に努めます。

### ■目標事業量

(人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		10	10	10	10	10
② 確保 方 策	実施体制：保健師 実施機関： 市民健康センター	10	10	10	10	10
② - ①		0	0	0	0	0

## ⑦子育て世帯訪問支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保します。

### ◇現在の実施状況

子育て世帯訪問支援事業については、滑川市社会福祉協議会に委託して実施します。

### ◇今後の方向性・目標事業量

この事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、ニーズ調査によらず、本事業の利用が望ましい世帯数から算出しました。

#### ■目標事業量

(人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		12	12	12	12	12
② 確保方策	人日	12	12	12	12	12
② - ①		0	0	0	0	0

## ⑧児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状態をアセスメントし関係機関へつなぐなどの支援を行い、虐待防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図る事業です。

### ◇今後の方向性・目標事業量

この事業は、支援が必要な児童や家庭を対象とする事業であり、児童の居場所となる拠点の開設が必要となります。支援が必要となりうる児童や家庭の状況を踏まえてニーズを0としていますが、拠点の確保など、本市の実情を把握した上で実施を検討していきます。

#### ■目標事業量

(人/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		0	0	0	0	0
② 確保方策	人	0	0	0	0	0
② - ①		0	0	0	0	0

## ⑨親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど必要な支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

### ◇今後の方向性・目標事業量

この事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、対象となる家庭すべてが利用することが望ましいものです。

#### ■目標事業量

(人/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		10	10	10	10	10
② 確保方策	人	10	10	10	10	10
② - ①		0	0	0	0	0

## ⑩子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により、養育を受けることが一時的に困難となる児童を児童養護施設などで預かる事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

### ◇現在の実施状況

子育て短期支援事業については、県内の施設に委託して実施します。

児童の保護や母子の保護が必要な場合は、児童相談所において行われる一時保護とも連携しながら対応しています。

### ◇今後の方向性・目標事業量

この事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、ニーズ調査によらず、要保護児童及び要支援児童などの数から算出しています。

#### ■目標事業量

(人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		34	34	34	34	34
② 確保方策	0か所	34	34	34	34	34
② - ①		0	0	0	0	0

## ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。なお、依頼会員は、生後2か月から小学校6年生までのお子さんの保護者を、協力会員は、自宅でお子さんの預かりができる市内在住の方を対象としています。

### ◇現在の実施状況

滑川市社会福祉協議会において事業を行っており、令和5年度末現在の会員数は、依頼会員が46人、協力会員が9人、両方会員が0人となっています。依頼会員に対して、協力会員が少なく、活動の多くが限られた協力会員に偏っている現状があります。

社会環境の変化とともに、緊急時の預かりや仕事と子育てを両立させるための保育時間外の預かりなど、個々のニーズに合った子育て支援が必要とされていますが、専門知識の不足や地域のこどもを一人で預かることへの不安感などから、協力会員の登録は伸び悩んでいるのが現状です。

### ◇今後の方向性・目標事業量

今後も、多様化するニーズに応えることができるよう、依頼会員・協力会員ともに利用しやすい実施形態を検討していきます。今後も提供体制の確保と保護者の利用希望に沿った適正な支援に努めます。

#### ■目標事業量

(人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		29	29	29	29	29
② 確保方策	1か所	50	50	50	50	50
② - ①		21	21	21	21	21

## ⑫一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所、認定こども園、幼稚園などで一時的に預かります。

日頃は教育・保育施設などを利用していない非在園児を一時的に預かる事業と、認定こども園や幼稚園において、通常の教育時間終了後に在園児を預かる事業（幼稚園型）があります。

### ◇現在の実施状況

非在園児を対象とした一時預かり事業については、生後2か月から小学校就学前までを対象に、市内すべての保育所、認定こども園、幼稚園で行っています。

在園児を対象とした幼稚園型の一時預かり事業については、認定こども園6か所と幼稚園1か所で行っています。

### ◇今後の方向性・目標事業量

今後も、提供体制の確保と保護者の利用希望に沿った適正な支援に努めます。

#### ■目標事業量 (人日/年)

幼稚園型		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		2,760	2,713	2,628	2,642	2,649
② 確保方策	7か所	2,885	2,885	2,885	2,885	2,885
② - ①		125	172	257	243	236

#### ■目標事業量 (人日/年)

幼稚園型を除く		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		1,020	998	963	979	975
② 確保方策	15か所	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
② - ①		90	112	147	131	135

### ⑬延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育を行います。

#### ◇現在の実施状況

市内すべての保育所、認定こども園で事業を行っており、午後6時30分までが1か所、午後7時までが13か所となっています。

#### ◇今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業が受けられるよう、人材確保を支援し、適正なサービスが実施できるよう努めます。

#### ■目標事業量 (人/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		508	467	480	488	486
② 確保方策	14か所	529	529	529	529	529
② - ①		21	62	49	41	43

## ⑭病児保育事業

地域の病気にかかっているこどもや病気から回復しつつあるこどもを、病院や保育施設に付設された専用スペースなどで看護師等が一時的に保育を行う「病児・病後児対応型」、保育中に体調不良となったこどもを、保護者が迎えに来るまでの間、保育施設の医務室や余裕スペースなどで看護師等が一時的に預かる「体調不良児対応型」、看護師等が保護者の自宅を訪問し一時的に保育を行う「訪問型」があります。

### ◇現在の実施状況

「病児・病後児対応型」については、市内の企業主導型保育施設1か所で実施しています。また、富山市まちなか総合ケアセンターなど市外の施設を利用することもできます。

「体調不良児対応型」については、市内の保育所4か所、認定こども園3か所で実施しています。なお、「訪問型」については実施していません。

### ◇今後の方向性・目標事業量

「病児・病後児対応型」については、近年利用ニーズが高まっていることから、提供体制の充実や拡充などを検討していきます。

「体調不良児対応型」については、看護師等の配置など実施が難しい面もありますが、引き続き提供体制の確保に努めます。

今後も、提供体制の確保と保護者の利用希望に沿った適正な支援に努めます。

### ■目標事業量

(件/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		2,244	2,195	2,120	2,154	2,146
② 確保方策	病児・病後児対応型 1か所	345	345	345	345	345
	体調不良児対応型 7か所	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873
② - ①		974	1,023	1,098	1,064	1,072

## ⑮放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労していることなどにより、保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。

### ◇現在の実施状況

市内の全小学校区に10のクラブを開設し、運営はそれぞれの地域の運営協議会に委託して行っています。児童数の多い東部小学校区はクラブが2つ、西部小学校区はクラブが3つあり、その他の小学校区はクラブが1つとなっています。

また、民間の保育所が開設しているクラブが1つあり、運営は保育所（社会福祉法人）に委託して行っています。なお、このクラブに関しては、全小学校区の児童を対象としています。

#### ◇今後の方向性・目標事業量

第3部 こどもの居場所づくり・放課後児童健全育成の推進【滑川市放課後子どもプラン】  
(P.103～)に記載。

#### ⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の属する世帯の所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食費）、日用品や文房具その他の必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成します。

#### ◇今後の方向性

幼児教育・保育の無償化により給食費（副食費）の取扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。新制度に移行していない幼稚園在園児の低所得者世帯に対して、1号認定の低所得者世帯と同様の負担軽減となるよう給食費（副食費）の支援を行うとともに、その他の支援についても、国の制度に基づき適正に実施していきます。

#### ⑪多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

#### ◇今後の方向性

多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け、事業者が採算性や人材を確保し経営の安定性を維持することも重要であることから、本市の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討していきます。

## ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。

### ◇今後の方向性・目標事業量

今後利用したい教育・保育事業として、ニーズ調査において「こども誰でも通園制度」への関心が伺えました。市内の園での実施に向けて、提供体制の確保と保護者の利用希望に沿った支援に努めます。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

量の見込みは、国の示す必要定員数算出の考え方によります。

### ■目標事業量

(人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	① 量の見込	4	4	4	4	4
	② 確保方策	4	4	4	4	4
② - ①		0	0	0	0	0
1歳児	① 量の見込	2	2	2	2	2
	② 確保方策	2	2	2	2	2
② - ①		0	0	0	0	0
2歳児	① 量の見込	2	2	2	2	2
	② 確保方策	2	2	2	2	2
② - ①		0	0	0	0	0

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」に伴い、従来より「子どものための教育・保育給付」の対象とされていた幼稚園や保育所等の保育料（利用料）が無償となったほか、新制度未移行の幼稚園や幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度「子育てのための施設等利用給付」（以下、この章では「本給付」という。）が新たに創設されました。

本給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担や利便性等に配慮し、必要に応じて、給付方法や事務手続きの変更について見直しを行います。

### ①特定子ども・子育て支援施設等

本給付の対象施設・事業（以下、「特定子ども・子育て支援施設等」という。）となるためには、施設等が所在する市町村の確認・公示が必要となります。

本市の特定子ども・子育て支援施設等は以下のとおりです。

（令和7年10月1日現在）

公私	施設名称	所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
公立	あずま保育所	四間町 616	一時預かり事業
	坪川保育所	坪川 1180	一時預かり事業
私立	滑川中央保育園	領家町 540-2	一時預かり事業
	童和保育園	堀江 1796	一時預かり事業
	中加積保育園	小林 69	一時預かり事業
	浜加積保育園	北野 374	一時預かり事業
	和光保育園	本江 308-5	一時預かり事業
	やなぎはら保育園	柳原 6-3	一時預かり事業
	認定こども園 たかつき保育園	高月町 72	預かり保育事業、一時預かり事業
	認定こども園 上小泉保育園	上小泉 668	預かり保育事業、一時預かり事業
	同朋認定こども園	常盤町 630	預かり保育事業、一時預かり事業
	西加積認定こども園	下梅沢 31	預かり保育事業、一時預かり事業
	早月加積認定こども園	追分 3801	預かり保育事業、一時預かり事業
	幼保連携型 きたかづみ認定こども園	大島新 509-1	預かり保育事業、一時預かり事業
	希望幼稚園	上小泉 2005	幼稚園、預かり保育事業
	彩りの杜	柳原 52-1	病児保育事業 (病児対応型) (病後児対応型) (体調不良児対応型)
(福)滑川市社会福祉協議会	寺家町 104	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	

確認・公示後における特定子ども・子育て支援施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、立入調査や是正指導等について、都道府県と連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。

## ②施設等利用給付認定

本給付の対象児童となるためには、住所地の市町村の認定（施設等利用給付認定）が必要です。


利用する特定子ども・子育て支援施設等によって、必要な認定の種類や要件（保育の必要性）が異なります。

## ③給付方法等


特定子ども・子育て支援施設等によって、以下のとおり給付方法が異なります。

特定子ども・子育て支援等の種別	給付方法（原則）	給付頻度（原則）
新制度未移行幼稚園	法定代理受領による給付	毎月
預かり保育事業	償還払いによる給付	
一時預かり事業		
病児保育事業		
子育て援助活動支援事業		
認可外保育施設		





**第6章**  
**こどもの居場所づくり・**  
**放課後児童健全育成の推進**  
**(滑川市放課後子どもプラン)**



# 1 計画策定にあたって

こども家庭庁と文部科学省は、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年に「放課後子ども総合プラン」、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童対策を押し進めてきました。特に、新プランが最終年度を迎えるにあたっては、改めて新プランの趣旨を周知し、放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という。）の受け皿整備における学校施設活用の促進や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進に取り組んできたところです。

この結果、放課後児童クラブの受け皿は増えてきましたが、さらなる利用希望の喚起や、安全・安心な居場所を求める声の高まりにより、放課後児童クラブのニーズは年々増加傾向にあります。待機児童は依然として存在していることから、「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期に達成できるよう取り組み、放課後児童クラブの安定的な運営を図ることが重要であり、放課後児童対策の一層の強化を図るため、「放課後児童対策パッケージ」として取組を進めているところです。

第6章は、滑川市におけるこどもたちの居場所づくりと合わせ、放課後対策について総合的・計画的に推進するための本市の「滑川市放課後子どもプラン」（以下、この章では「本プラン」という。）として位置づけることとします。

## （1）計画の趣旨・方向性

「新・放課後子ども総合プラン」策定の背景を踏まえ、滑川市においても、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域におけるこどもの居場所づくりのほか、校内交流型を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の事業等を、計画的に整備・充実していくことが重要となっています。

本プランは『こどもたちを地域全体で見守り育む』ことを基本に、本市のこどもたちが放課後に安全で健やかに過ごすことができる活動拠点（居場所）を確保し、その中でこどもたちを育てていく体制づくりを総合的・計画的に推進することを目的として策定します。

なお、計画の期間は、子ども・子育て支援事業計画と合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

## 2 本市の放課後対策事業の状況

### (1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況

就労していることなどにより、保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

現在、市内の全7小学校区に10のクラブを開設し、運営はそれぞれの地域の運営協議会に委託して行っています。児童数の多い東部小学校区はクラブが2つ、西部小学校区はクラブが3つあり、その他の小学校区はクラブが1つとなっています。

また、民間の保育所が開設しているクラブが1つあり、運営は保育所（社会福祉法人）に委託して行っています。なお、このクラブに関しては、全小学校区の児童を対象としています。

#### ①令和5年度の放課後児童クラブの実施状況

クラブ名	実施場所	開設時間 (平日)	開設時間 (長期休業日等)	開設 日数 (年間)	利用児童数 (年間平均) 利用児童数 (夏休み)
寺家小学校下児童育成クラブ (ひまわりクラブ)	地域交流センター内	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	254日	30人 43人
田中小学校下児童育成クラブ (にこにこクラブ)	西地区公民館内	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	255日	37人 35人
東部小学校区児童育成クラブ (ほのぼのクラブA)	東部小学校敷地 内専用施設	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	274日	47人 48人
東部小学校区児童育成クラブ (ほのぼのクラブB)	東部小学校敷地 内専用施設	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	274日	52人 60人
北加積小学校区児童育成クラブ (WAYWAYクラブ)	北加積地区公民 館内	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	287日	23人 25人
東加積小学校区児童育成クラブ (ほたるの家)	東加積地区公民 館内	放課後～ 18:00まで	8:00～ 18:00まで	240日	18人 17人
南部小学校下児童育成クラブ (のびっ子クラブ)	中加積地区公民 館内	放課後～ 18:30まで	8:00～ 18:30まで	290日	26人 38人
西部小学校下西部児童育成クラブ (げんきっこクラブA)	西部小学校隣接 専用施設	放課後～ 18:20まで	7:20～ 18:20まで	270日	42人 44人
西部小学校下西部児童育成クラブ (げんきっこクラブB)	西部小学校隣接 専用施設	放課後～ 18:00まで	7:30～ 18:00まで	270日	40人 48人
西部小学校下児童育成クラブ (げんきっこクラブC)	西部小学校隣接 専用施設	放課後～ 18:00まで	7:30～ 18:00まで	270日	29人 34人
中加積保育園（あおぞらクラブ）	中加積保育園敷 地内専用施設	放課後～ 19:30まで	7:00～ 19:30まで	296日	29人 34人
合 計				2,980日	373人 426人

## ②令和6年度の放課後児童クラブの登録状況

クラブ名	学年別登録児童数（平日） 令和6年4月1日現在						合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
寺家小学校下児童育成クラブ （ひまわりクラブ）	19人	10人	11人				40人
田中小学校下児童育成クラブ （にこにこクラブ）	24人	14人	14人				52人
東部小学校区児童育成クラブ （ほのぼのクラブA）	20人	16人	9人	4人	4人	2人	55人
東部小学校区児童育成クラブ （ほのぼのクラブB）	17人	18人	11人	9人	5人		60人
北加積小学校区児童育成クラブ （WAYWAYクラブ）	20人	15人	6人				41人
東加積小学校区児童育成クラブ （ほたるの家）	3人	4人	4人	3人	3人	1人	18人
南部小学校下児童育成クラブ （のびっ子クラブ）	10人	12人	4人	6人	2人		34人
西部小学校下西部児童育成クラブ （げんきっこクラブA）	17人	15人	12人	2人	2人	2人	50人
西部小学校下西部児童育成クラブ （げんきっこクラブB）	16人	13人	11人	4人	1人		45人
西部小学校下児童育成クラブ （げんきっこクラブC）	9人	9人	9人	3人			30人
中加積保育園（あおぞらクラブ）	14人	12人	12人				38人
合 計	169人	138人	103人	31人	17人	5人	463人

## (2) 放課後子ども教室の状況（土曜子ども教室を含む）

放課後子ども教室は、こどもたちの安全・安心な居場所を設け、こどもたちが地域社会の中で、こころ豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するもので、放課後等にすべての児童を対象として、地域住民等の参画のもと学習や体験・交流活動などを行うものです。様々な体験活動や異学年児童の交流、児童と地域の方々との交流を通して、こどもたちが、社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。平成19年度、国から「放課後子どもプラン」が示されたことを受け、本市でも同年「放課後子ども教室」をスタートさせました。令和6年度まで、市内7つの小学校全校で本事業を継続実施しています。

地域の実情に応じた運営を図るため、地域の方々や関係団体等の協力を得て、小学校ごとにコーディネーターを配置し、具体的な活動の計画・運営を行っています。そのため、開催日数や参加人数、内容等は教室により異なります。協力者等は減少傾向にあり、今後、事業を安定的に継続していくために、コーディネーターや活動協力者を地域で継続的に確保できるような運営方法を構築することが重要な課題となっています。

小学校以外の場所においても、児童館では平成27年度から放課後子ども教室として位置づけ、土曜子ども教室として実施し、平成28年4月に新児童館が開館したことに伴い、教室を8教室に増やし充実を図りました。

近年では、放課後子ども教室において「プログラミング教室」「英語教室」「農園教室」を追加するなど、それぞれの放課後子ども教室ごとに特色を出して実施しています。

### ①令和5年度の放課後子ども教室の実施状況

教室名		活動時期	実施回数	登録児童数
寺家っ子キラキラ教室	生け花教室	6月～11月	5回	4人
	茶道教室	6月～11月	5回	15人
	プログラミング教室	6月～11月	5回	5人
田中っ子いきいき教室	工作、折り紙、ゲーム等	6月～2月	32回	52人
東部っ子かがやき教室	Englishクラブ	9月～11月	5回	10人
	日舞教室	10月～12月	5回	5人
北っ子かがやきクラブ	剣詩舞、運動、音楽等	6月～2月	14回	61人
	寺子屋教室	夏休み	3回	37人
東っ子かがやき教室	英語教室	7月～2月	6回	16人
	寺子屋教室	夏休み	4回	13人
南部さわやか教室	茶道教室	6月～11月	8回	8人
	卓球教室	6月～12月	11回	9人
	スポーツ教室	6月～11月	10回	18人
	ギター教室	6月～11月	8回	6人
	マンドリン教室	6月～2月	23回	7人
	寺子屋教室	夏休み	7回	23人
	プログラミング教室	6月～11月	4回	14人

教室名		活動時期	実施回数	登録児童数
西部っ子かがやき教室	スポーツ教室	5月～2月	9回	15人
	将棋教室	5月～12月	10回	10人
	茶道教室	6月～10月	12回	5人
	日舞教室	5月～11月	14回	14人
	手作り教室	11月～1月	5回	7人
	農園教室	4月～11月	28回	161人
	プログラミング教室	11月～2月	6回	4人
子ども図書館 放課後子ども教室	調べ教室	6月～8月	6回	25人
	プログラミング教室	6月～11月	13回	10人
合 計			244回	540人

## ②令和5年度の放課後子ども教室の登録状況

教室名		登録児童数						計	小学校計
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
寺家っ子 キラキラ教室	生け花教室	1人	1人	3人	0人	0人	0人	5人	25人
	茶道教室	2人	1人	4人	4人	4人	0人	15人	
	プログラミング教室				3人	2人	0人	5人	
田中っ子いきいき教室		29人	22人					51人	51人
東部っ子 かがやき教室	日舞教室	2人	1人	2人				5人	15人
	English クラブ		10人					10人	
北っ子 かがやきクラブ	かがやき教室	21人	17人	2人	12人	5人	4人	61人	98人
	寺子屋教室	22人	12人	3人				37人	
東っ子かがやき教室	英語教室	4人	10人	2人				16人	29人
	寺子屋教室	1人	8人			3人	1人	13人	
南部さわやか教室	茶道教室				2人	2人	4人	8人	84人
	スポーツ教室		2人	16人				18人	
	ギター教室				2人	2人	2人	6人	
	マンドリン教室				2人	5人		7人	
	卓球教室			5人	1人	2人	1人	9人	
	プログラミング教室				8人	2人	3人	13人	
	寺子屋教室	4人	3人	4人	1人	4人	7人	23人	
西部っ子 かがやき教室	スポーツ教室				6人	1人	8人	15人	216人
	将棋教室			5人	3人	1人	1人	10人	
	日舞教室	8人	3人	1人	2人			14人	
	手作り教室			2人	5人			7人	
	プログラミング教室			2人	2人			4人	
	茶道教室					4人	1人	5人	
	農園教室	44人	43人	37人	25人	8人	4人	161人	
子ども図書館 放課後子ども教室	調べ教室	2人	11人	5人	3人	3人		24人	34人
	プログラミング教室		5人	4人		1人		10人	
合 計		140人	149人	97人	81人	49人	36人	552人	552人

### ③令和5年度の土曜子ども教室の登録・実施状況

教室名	登録児童数							実施回数	活動時期		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計				
クッキング教室	8人	6人	2人	7人	1人	2人	26人	9回	6月～2月		
茶道教室	3人	3人	1人	4人	2人	5人	18人	11回	6月～2月		
アートデザイン教室	3人	3人	4人	3人	2人	1人	16人	10回	6月～2月		
将棋教室	3人	3人	3人	4人	4人	2人	19人	9回	6月～2月		
一輪車教室	3人	3人	6人	4人	2人	0人	18人	11回	6月～2月		
手芸教室	6人	8人	5人	0人	1人	2人	22人	10回	6月～2月		
スポーツ体験教室	卓球・バスケット バランスボール		1人	1人	3人	5人	3人	1人	14人	11回	6月～2月
子ども農園体験教室	3人	3人	3人	0人	1人	2人	12人	11回	5月～2月		
合計	30人	30人	27人	27人	16人	15人	145人	82回			

### (3) 放課後対策事業の連携状況

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ	連携形態
寺家小学校	寺家っ子キラキラ教室	ひまわりクラブ	連携型 ※1
田中小学校	田中っ子いきいき教室	にこにこクラブ	校内交流型 ※2
東部小学校	東部っ子ががやき教室	ほのぼのクラブA	連携型
		ほのぼのクラブB	
北加積小学校	北っ子ががやきクラブ	WAYWAYクラブ	連携型
東加積小学校	東っかがやき教室	ほたるの家	校内交流型
南部小学校	南部さわやか教室	のびっ子クラブ	連携型
西部小学校	西部っかがやき教室	げんきっこクラブA	校内交流型
		げんきっこクラブB	
		げんきっこクラブC	
寺家小学校区内	子ども図書館 放課後子ども教室	—	—
南部小学校区内	—	あおぞらクラブ (中加積保育園)	—
合計	8か所	11か所	校内交流型3か所 連携型4か所

※1：連携型

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

※2：校内交流型

連携型のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。(新プランにおいては「一体型」として推進してきたもの。)

### 3 放課後対策事業の量の見込みと提供体制

放課後児童対策パッケージに基づき、計画期間における放課後対策事業の目標事業量や実施計画等について定めます。

#### ①放課後児童クラブの提供体制の確保の内容・実施時期

市内全体で見た場合は、女性就業率の上昇などにより事業に対するニーズは増加傾向にあります。児童数の推計が少しずつ減少していくため、量の見込みは横ばいとなっています。

田中小学校区については、現状で提供体制は確保できていますが、量の見込みに対して十分な余裕はないため、必要に応じて確保方策の検討を行います。

東部小学校区については、同校区のクラブを利用する児童数が増加しており、小学校敷地内に整備した専用施設が手狭になっている現状です。今後は、同校の児童数の減少により量の見込みも減少傾向にあるため、当面は専用施設のほか小学校の余裕教室の活用なども含めて提供体制を確保します。

西部小学校区については、住宅団地の造成見込みなどから、令和2年度に小学校区に隣接した敷地に専用施設を整備し、適切な提供体制を確保しました。

東加積小学校区については、小学校からの距離があり安全上の課題があったことから、小学校内の余裕教室を活用することとし、安全・安心に過ごすことができる居場所となるよう令和5年度に整備を行いました。

その他の小学校区については、現状で提供体制が確保できていますが、寺家小学校区、南部小学校区は実施場所が小学校から離れています。放課後子ども教室との連携を図る観点からも、小学校の余裕教室の活用等を検討します。

放課後児童クラブは小学校区での提供体制の確保を基本としますが、多様なニーズに対応できる民設民営のクラブも含めて提供体制を確保します。

#### ■目標事業量

(人)

市内全体		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1年生	114	113	113	108	107
	2年生	100	100	99	94	95
	3年生	83	82	81	79	78
	4年生	62	61	60	58	58
	5年生	56	57	56	54	54
	6年生	40	39	39	37	37
② 確保方策	公設民営：10クラブ (小学校区単位)	662	662	662	662	662
	民設民営：1クラブ (市内全域対象)	45	45	45	45	45
② - ①		252	255	259	277	278

■目標事業量 (人)

寺家小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		39	38	37	35	39
② 確保方策	1クラブ	68	68	68	68	68
② - ①		29	30	31	33	29

■目標事業量 (人)

田中小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		42	44	44	45	45
② 確保方策	1クラブ	54	54	54	54	54
② - ①		12	10	10	9	9

■目標事業量 (人)

東部小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		112	106	104	103	97
② 確保方策	2クラブ	144	144	144	144	144
② - ①		32	38	40	41	47

■目標事業量 (人)

北加積小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		42	42	44	44	48
② 確保方策	1クラブ	90	90	90	90	90
② - ①		48	48	46	46	42

■目標事業量 (人)

東加積小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		15	14	14	11	9
② 確保方策	1クラブ	23	23	23	23	23
② - ①		8	9	9	12	14

■目標事業量 (人)

南部小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		34	33	31	28	26
② 確保方策	1クラブ	83	83	83	83	83
② - ①		49	50	52	55	57

■目標事業量

(人)

西部小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		129	131	129	121	125
② 確保方策	3クラブ	200	200	200	200	200
② - ①		71	69	71	79	75

■目標事業量

(人)

中加積保育園 (市内全域)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込		44	43	43	41	42
② 確保方策	1クラブ	45	45	45	45	45
② - ①		1	2	2	4	3

②校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

本市では、現在、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室をすべての小学校で実施しています。そのうち2つの事業を校内交流型で実施している小学校は3校、その他の4校はすべて連携型で実施しています。

連携型の4校のうち、東部小学校と北加積小学校の2校については、令和11年度までに校内交流型に移行することを目指します。

寺家小学校と南部小学校の2校については、現在、2つの事業それぞれの実施場所が離れていることから、当面は双方の連携のさらなる強化を目指します。併せて、放課後児童クラブにおける学校施設の有効活用等と校内交流型への移行を引き続き検討していきます。

■目標事業量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校数		7	7	7	7	7
確保方策	校内交流型の実施校数	3	3	3	4	5
	連携型の実施校数	4	4	4	3	2
	その他	0	0	0	0	0
	校内交流型または連携型の実施割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### ③放課後子ども教室の目標事業量

現在、放課後子ども教室をすべての小学校と子ども図書館で実施するとともに、土曜子ども教室を児童館で実施しています。

今後も現在の確保方策を維持し、事業内容の充実を図りながら提供体制の確保に努めます。

#### ■目標事業量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校数		7	7	7	7	7
確保方策	小学校	7	7	7	7	7
	子ども図書館	1	1	1	1	1
	児童館	1	1	1	1	1
	小学校の実施割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### ④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を連携して実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。そのため、小学校区ごとにプランの円滑な実施と放課後対策の総合的な調整役として、「コーディネーター」を配置します。コーディネーターは、地域、学校、家庭等との連絡調整、活動計画、活動内容計画、子育て応援課との連絡調整を行い、各小学校区からの推薦により選任します。

今後、放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子ども教室を利用する場合の活動内容や活動方法、児童の受入れや引き渡し等について双方が連携を図ることができるような体制を構築します。

### ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、小学校で実施している放課後子ども教室は、学校の特別教室や体育館等の一時利用で実施しており、放課後児童クラブは、公民館等の公共施設や学校敷地内の専用施設を利用して実施しています。

小学校では放課後子ども教室のほか特別支援や少人数指導等でも空き教室を有効活用しているところであり、放課後児童クラブにおいては余裕教室等の活用が困難な状況です。

特別教室や体育館、プールや校庭等学校施設を積極的に活用する方針のもと、クラブと小学校との調整については、教育総務課とも連携しながら子育て応援課がその調整役となり、夏期休業時などの活用について検討を進めるとともに、柔軟かつ多様な手法でのさらなる活用についても検討していきます。

## ⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する具体的な方策

本市においては、令和6年4月、子育て家庭を社会全体で応援する姿勢を明確にするため、「子ども課」を「子育て応援課」へ改称しました。

「新・放課後子ども総合プラン」はこども家庭庁所管の放課後児童クラブ事業と文部科学省所管の放課後子ども教室事業の連携に基づくものですが、本市では子育て応援課が両事業の主管課として「滑川市放課後子どもプラン」の推進に努めます。

両事業の実施にあたっては、小学校や公民館等との調整が不可欠であることから、教育総務課や生涯学習・スポーツ課とも連携しながら子育て応援課がその調整役となり、教育委員会内において、両事業の実施状況や課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえて推進していきます。

## ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブでの特別な配慮が必要な児童の受入れに際しては、支援員の加配基準を設け、職員の増員によりきめ細かく対応できるよう配慮しています。また、特別支援等に識見を有するアドバイザーの巡回や県のハートフル保育カウンセラー事業の活用、各種研修の受講勧奨など、職員の資質向上とクラブへの支援体制の充実に努めているところです。

今後も引き続き、児童の安全・安心を第一に、特別な配慮を必要とする児童への対応に取り組んでいきます。

## ⑧特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

現在、西部小学校区は午後6時20分まで、南部小学校区と市内全校区を対象とした民間の1事業者は午後7時まで、開所時間を延長しています。その他の小学校区は、開所時間を午後6時までとしています。

開所時間を超える利用が必要な保護者に対しては、すべてのクラブが柔軟な対応を行っており、必要に応じて個別に開所時間を延長しているところです。

今後も引き続き、利用者ニーズ、職員の確保方策、効果などを総合的に勘案しながら、地域の実情に応じた取組を進めていきます。また、民間事業者の取組などについても研究していきます。

### ⑨各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日厚生労働省局長通知）等を基本に、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

支援員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、研修を通じた支援の質の向上を目指します。

### ⑩放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

プランが円滑に実施されるよう情報提供に努めるとともに、地域参加や人材確保の促進に関して、地域との連携を図り、地域組織やこどもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

地域と学校が連携・協働し、地域全体で、未来を担うこどもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進を目指して、地域でのこどもたちの健やかな育成のための支援を行う取組を通じた地域の役割、地域の関わりのあり方について、地域や学校と協議しながら検討していきます。

## 4 プランの推進

プランの実施にあたり、事業の円滑な推進と効果的な事業運営を推進する観点から、学校、放課後子ども教室、放課後児童育成クラブ、社会教育、児童福祉、PTA、行政等の関係者で構成する「滑川市放課後対策事業運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図ります。

進捗管理については、「滑川市放課後対策事業運営委員会」のほか、「滑川市子ども・子育て会議」等で審議・協議しながら検証・検討することとし、適宜プランの見直しを実施していくこととします。



# 第7章

## 計画の推進に向けて



# 1 計画の推進体制

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

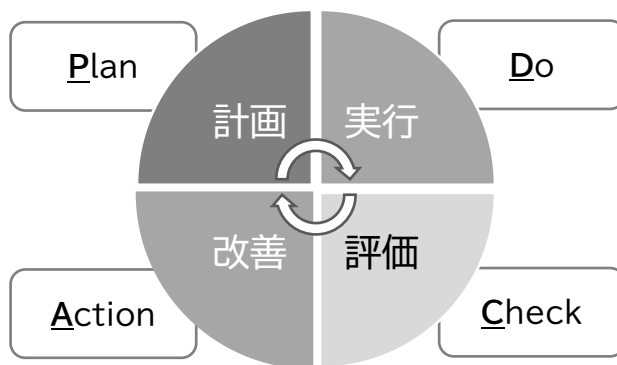
将来にわたって子ども・若者が希望を持ち、安心して子育てできるよう持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持ち、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を図るため、行政施策の展開と併せ、民間の団体や事業所等の理解と自主的な取組を促進するなど、住民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。

# 2 計画の評価・検証体制

計画の推進にあたっては、行政評価（PDCAサイクル）に従って各施策の実施状況や進捗状況を定期的に点検・評価し、計画と実績に乖離がある場合には計画の見直しを行うこととします。

年度ごとに各施策の実績の点検を行い、計画の進捗状況を「滑川市子ども・子育て会議」において審議し評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

行政評価（PDCAサイクル）





## 資料編



# 1 計画策定の経過

	年月日	内容
令和7年	7月2日	第1回 滑川市子ども・子育て会議 ・今後のスケジュールについて ・「(仮称)滑川市こども計画」について
	7月22日～8月8日	小学生・中学生調査の実施 (市内の小学5・6年生、中学1～3年生 1,328人対象)
	8月12日～8月25日	15～39歳調査の実施 (市内在住の15～39歳 1,000人対象)
	9月1日～9月16日	支援者ヒアリングシート調査の実施 (市内で活動する専門機関等を対象)
	10月28日	第3回 滑川市子ども・子育て会議 ・「(仮称)滑川市こども計画(骨子案)」について
	12月9日	第4回 滑川市子ども・子育て会議 ・「(仮称)滑川市こども計画(素案)」について
令和8年	12月24日～1月20日	パブリック・コメント実施
	2月3日	第5回 滑川市子ども・子育て会議 ・パブリック・コメントの実施結果について ・「滑川市こども計画(計画案)」について

## 2 滑川市子ども・子育て会議 設置要綱

### ○滑川市子ども・子育て会議設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者から広く意見を聴取し、子どもや子育て家庭の状況及びニーズに応じた子ども・子育て支援施策を実施するため、滑川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 滑川市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 滑川市次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者及び学識経験者
- (3) 事業所・雇用関係機関
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 会議及び検討部会の庶務は、教育委員会子育て応援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

2 最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（令和6年告示第27号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 3 滑川市子ども・子育て会議 委員名簿

#### 【滑川市子ども・子育て会議委員】

	区 分		氏 名	備 考
1	子どもの保護者	保育園児保護者代表	大野 晃司	
2		幼稚園・認定こども園児保護者代表	水口 誠実	
3		小中学生保護者代表	松倉 康裕	
4	子ども・子育て支援 事業関係者	幼稚園・認定こども園関係代表	石倉 巧美	
5		放課後児童クラブ代表	永安 智香子	
6		保育所関係代表	柳溪 暁秀	
7	子ども・子育て支援・ 保健・医療に関する 学識経験者	母子保健関係	舟本 雅水	
8		社会福祉協議会会長	西元 正史	会 長
9		滑川市母子保健推進員協議会会長	金谷 潤子	
10		民生委員・児童委員	寺田 麗子	
11		滑川市小学校校長会会長	村杉 一也	副会長
12		障がい児教育関係	山本 なつみ	
13		滑川市児童クラブ連合会	吉森 さゆり	
14	事業所・雇用関係等	労働・雇用関係代表	藤樫 磯美	
15		労働・雇用関係代表	毛利 安利 松村 稔貴	第4回まで 第5回

#### 【滑川市こども計画及びこども条例検討委員】

	区 分	氏 名	備 考
1	公募	砂原 史佳	
2		高橋 翔士	

#### 【事務局】

	区 分		氏 名	備 考
教育委員会	教育長		上田 良美	
	事務局長		高倉 晋二	
	教育総務課	課長	山谷 大有	
	生涯学習・スポーツ課	主幹	黒田 聡彦	
	子育て応援課	課長	林 昌枝	
健康福祉部	市民健康センター	所長	川口 健太郎	



## 滑川市こども計画

～こども・若者が笑顔で自分の夢に挑戦し、未来を共創するまち～

発行 滑川市  
編集 滑川市教育委員会子育て応援課  
〒936-8601  
富山県滑川市寺家町104番地  
TEL 076-475-1486  
FAX 076-476-5505

<http://www.city.namerikawa.toyama.jp/>





